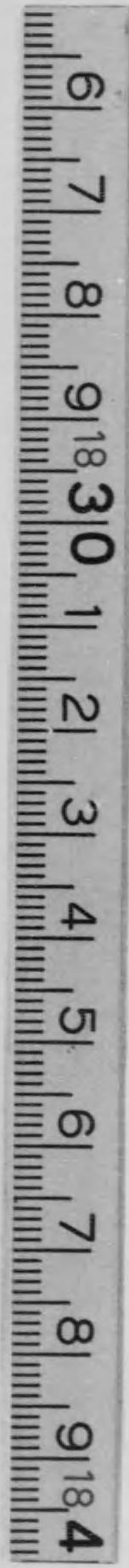


275.5

25



始



エ37 59



明治大學教授 池岡直孝著

公民教育の根本問題

東京文政社發兌

大正
14. 6. 13
丙交

序

公民教育の必要は、憲政や自治制の實施に於て、我が國よりも遙かに良い成績を擧げて居る歐米諸國に於ても、盛に主張されてゐる。されば我が國に於て公民教育を施すことは、一層痛切なるものがあるといはねばならぬ。近時公民教育論の勃興し來つたのは洵に喜ばしいことである。どうか此の主張が一時的のものではなく、我が教育上に具體的方案となつて、實現するに至ることを望む。

それについては、先づ公民教育に關する研究を必要とする。しかも、その研究も根本的なるを要する。元來公民教育の本質や範圍に就いても未だ定説を見ない。若し中學校に設けることを得る法制經濟科が公民教育の内容をなすものとすれば、それは歐米諸國に於て云ふ所の公民科とは頗る趣を果にすといはねばならぬ。余は歐米諸國に於て見て以て、公民科となすものを採れと主張するものではないが、公民教育は我等の政治生活と少くも同様に社會生活を取扱

ふものでなければならぬと思ふ。即ち法制經濟科の外に社會に關する事項を重視する要があらう。

更に公民科は獨立の一科となすべきか或は之を修身や歴史や又は其の他の科に於て施すべきか大に考究を要する。

池岡君は實際の教育に従事されつゝ國家社會に關する規範科學を研究されて居る篤學の教育者である。曩に「國體觀念の研究」と題する一書を公にせられて、大に世の注意をひき、次いで「國家生活の倫理」と題する一書を著はされた。今茲に本書を著はされた。余は君の不斷の研究に對し、又其の結果に就き甚深の敬意を表すると共に、公民教育に關する文獻に貴重なる寄與をなされたことを喜ぶものである。

大正十四年五月

澤柳政太郎

自序

自分がかねて學校に於ける政治教育の必要なることを認め、その方面の研究をして見たいと思ひながら、それを果すの機會を得なかつた。然るに、數年前から、急に我が國で公民教育論が起るやうになり、それがかねての自分の要求と、部分的に合致するものであることを知り、甚だ愉快を感じたことであつた。従つて自分の興味は、政治教育から公民教育に向けられるやうになつた。偶中等教育會主催で、昨年全國中等學校修身訓育協議會が開かれることになり、中等學校に於ける公民教育の方案如何なる協議題が取り扱はれた。自分も同會の役員の一人として、この問題の準備調査に關係することになり、屢會合して公民教育の問題を論議することになり、公民教育に對する興味が益強められ、同時に研究調査の必要にせまられた。其の頃文部省では公民教育調査會が開かれてゐた當時で、その模様を聞いたり、又文部省で調査された種々の材料を見ることが出來

て、甚だ便宜を得たのであつた。かやうに自分の頭が公民教育に向けられてあつた折、文政社の請はるゝまゝに、先般新制公民教科書補習學校用を執筆し、既に刊行せられてをる。茲に再び同社の請はるゝまゝに、此の冊子を公にすることゝなつた。

顧みれば、過去に自分の心に芽生えた政治教育が、時代の趨勢に伴ひ、生長して今日公民教育となり、遂に此の冊子となるに至つたものである。

公民教育は、我が國に於ては、黎明時代にあるといつてよい。従つて、幾多の考究すべき問題がある。この冊子が、幾分なりともそれらの問題の考究に役立ち、公民教育促進發展の上に多少にても貢献するならば、著者の此の上なき仕合である。本冊子の上梓に際し、我が敬慕する澤柳先生が序文を賜はつたことは、著者の最も光榮とする所であつて、茲に謹んで感謝の意を表する。

大正十四年五月

著者識

目次

緒言……………(一)

第一章 公民教育高調の要因……………(四)

一 政治的要因……………(四)

二 經濟的要因……………(一五)

三 社會的要因……………(一八)

四 思想的要因……………(二〇)

五 外國公民教育の影響……………(二三)

第二章 公民教育思潮に對する態度……………(二七)

- 一 新思潮に捉はるゝの弊……………(三七)
- 二 公民教育の思潮を正視せよ……………(三〇)

第三章 公民の意義……………(三)

- 一 種々の見解……………(三)
- 二 社會と國家……………(三八)
- 國家を部分社會とする思想……………(三九)
- 國家を全包社會とする思想……………(四三)
- 三 日本人の國家觀念……………(四六)
- 四 國民、社會人、公民……………(五二)
- 五 外國に於ける公民の意義……………(五六)
- 六 People, Nation, Citizen……………(六四)

- 七 歐洲に於ける市民的自由の變遷……………(六七)

第四章 公民教育の意義目的……………(六)

- 一 公民教育の意義……………(六)
- 二 公民教育の目的……………(八)

第五章 公民教育の性質……………(八)

- 一 公民教育は實際主義的なり……………(八)
- 二 公民教育は社會本位的なり……………(九)
- 三 公民教育と國民教育……………(九)
- 四 公民道德と國民道德……………(一〇)

第六章 公民科の問題……………(一〇)

- 一 公民教育の教授……………(一〇)

二 公民科存在の理由……………(一一)

三 公民科反對論……………(一四)

四 小學校と公民科……………(一九)

五 補習學校と公民科……………(二三)

六 中等學校と公民科……………(二四)

七 公民科の位置……………(三三)

八 公民科の職能……………(三四)

九 公民科教材の選擇……………(四四)

一〇 公民科教材の排列……………(四九)

一一 我が國に於ける公民科教材……………(五四)

 實業補習學校公民科教授要綱……………(五五)

 東京高等師範學校附屬中學校試案……………(七六)

一二 外國に於ける公民科教材……………(八三)

 米國に於ける公民科教材……………(八三)

 英國に於ける公民科教材……………(一一)

 獨國に於ける公民科教材……………(二六)

 佛國に於ける公民科教材……………(三一)

 支那に於ける公民科教材……………(三四)

一三 アメリカ政治學會の主張……………(三九)

一四 公民科と修身科……………(四三)

一五 公民科と法制經濟科……………(四五)

一六 公民科と其の他の教科……………(五二)

一七 公民科受持教師の修養……………(五三)

一八 公民科教授上注意すべき事項……………(五五)

第七章 公民的訓練……………(三五八)

- 一 公民的訓練の意義……………(三五八)
- 二 公民的訓練の目的……………(三六〇)
- 三 公民的訓練の主義……………(三六四)
- 四 公民的訓練の方法及び施設……………(三六七)

第八章 公民教育上留意すべき點……………(二七四)

- 一 個人主義と社會主義との調和……………(二七四)
 - 二 權利主義と義務主義との調和……………(二八一)
 - 三 自由主義と規範主義との調和……………(二八四)
 - 四 平等主義と差別主義との調和……………(二八八)
- 結語……………(二九四)

公民教育の根本問題

公民教育の根本問題

公民教育の根本問題

池岡直孝著

緒

言



公民教育の高調は最近に於ける我が教育界の趨勢である。而して率先して之を實際教育の上に具體化したものは實業補習教育である。文部省に於ては、大正十一年公民教育調査會なるものを設けて、實業補習學校に課すべき公民科の内容について研究調査し、大正十三年十月、實業補習學校公民科教授要綱を公布し、之を實施せしめつゝある。こは明かに我が公民教育の發展史上に、一新紀元を劃せるものと謂つてよい。

緒言

公民教育實施の聲は近年中等教育界にも起りつゝある。大正十三年十一月、中等教育會主催の下に、全國中等學校教員修身及訓育協議會が、東京高等師範學校で開かれた際の協議題の一つに、中等學校に於ける公民教育の方案如何なる問題が論議されてゐる。その狀況によつて見ると、中等學校に公民教育を一層徹底せしむるため、公民科を設置すべしとの要求が濃厚であることを示してゐる。この要求は恐らく遠からず實現されるであらうと思はれる。

かやうな譯で、公民教育は我が國に於ては黎明時代であると謂つてよい。従つて、公民教育の問題は、雜誌上に於て論議せらるゝのみならず、既に幾多の著書が刊行せられてゐるが、それらについて見るに、公民教育の問題は既に全く解決せられてゐるのではなく、主張者によつて見る所を異にする有様で、幾多の究明すべき問題が残つてを、つて論議はつきないやの觀がある。現に私は前掲全國中等學校教員協議會に於て、中等學校に於ける公民教育の方案如何の提案理由を説明した際に「公民と國民との相違如何」、「公民道德と國民道德との相違如何」

「公民科と修身科、法制經濟科との關係如何」等の質問が出たことによつて、其の一端を窺ふことが出来る。

かく、現下の教育界は、公民教育の必要を認めつゝあるも、公民教育とは何ぞや、教育の本質より見て其は如何なる意義を有し使命を分任するものなりや、國民教育と如何なる關係にありや、之等の根本問題に至つては、明確なる概念が構成せられてゐない状態である。拙著はこれらの問題を主として取り扱ひ、尙ほ公民教育の方法論をも考察し、以つて公民教育の發展を促進するための一助とせんがために、敢て公にせらるゝものである。

第一章 公民教育高調の要因

最近我が國に公民教育の必要が唱へらるゝに至つたのは、所謂時勢の變遷が然らしむるのであつて、現代社會の實際を直視すれば、容易に首肯せらるゝことである。本書は公民教育の根本問題を取り扱ふのが主目的ではあるが、之と直接間接關係を有する事項として、公民教育必要論の起因を明瞭にすることは、決して無用のことではない。

一 政治的要因

公民教育が最近特に力説せらるゝ最も直接的な又一般的な且つ有力な原因は、普通選舉制度の實施にあることは周知のことである。之を一言にして云へば、國民の政治教育といふ立場から、公民教育が力説せらるゝのである。制限選舉制度に於ては、三百萬人の有權者に過ぎないが、普通選舉となれば千三百萬人

に近き有權者を生ずることゝなるから、國民の參政權は四倍以上に擴張せられることゝなる。普通選舉は歐米諸國の既に實施せるところで、我が國は遅れて之を採用するのであるから、立憲政治の本質から見ても、當然のことではある。しかしながら、制度そのものは一種のメカニズムであつて、之に生命を與へ之を活用するのは人にある。それ故に、此の新制度をして生命あらしむるには、之を遺憾なく運用する能力ある國民を養成することが、最も重要なことである。これ、普通選舉と共に、公民教育が必要とせらるゝ當然の理由である。

今一つ當面の問題として考へらるゝものに陪審法がある。本法は大正十二年四月公布せられたもので、遠からず實施せらるゝものである。而して、本法は普通選舉と相並んで、我が立憲政治の發展を象徴する二大法律である。しかるに、世人の多くは陪審法を普通選舉ほどに重大なことゝ考へぬのは、私共のむしろ怪訝を禁ずる能はざるところである。思ふに、それは陪審法が普通選舉ほど長年議會の問題とならず、従つて新聞雜誌の之を論ずるの機會少なく、自然國民

の注意を喚起することの屢ならざりしによるのであらう。さりながら、普通選挙が立法の民衆化であると同様に、陪審法は司法の民衆化であつて、國民の國家的負擔を増加した點に於て全く同性質のものである。私共は普通選挙が公民教育を必要とすると同様に、陪審法が公民教育を要求する當然の理由を認むるものである。

以上述べた普通選挙と陪審法との二大新制度が、公民教育を必要とすることは、左記東京日々新聞の大正十三年九月二十五日の社説に見るも其の一端が窺はれる。

公民教育の要（普選及び陪審制に面して）

普通選挙の施行に伴ひ、地方自治體の選挙資格も、當然擴張さるべきはいふまでもない。かくしてわが國の立憲政治制度も初めて國民的基礎の上に打ち建てられるわけである。また曩に制定された陪審法も、愈々施行準備に著手することになつてをり、この兩問題の解決は實にわが民權發達史上に、更始一新の時

代を劃するものといふべきである。

*

われ等は、多年の希望が酬いられたこのよろこびに面しながら、熟々既往三十餘年間において、わが國民が政治上になし遂げた業績を顧みるとき、その將來の發達に對し一種の危懼を禁じ得ないものがないでもない。それは、いはゆる人民選挙の政治が初まつて以來、選挙界における金權の威力は、比年増すとも減ることなく、爲に今回政府が立案した普選案の如きも、選挙費用の總額を限定して、これを超過した場合に對する嚴重なる制裁を定むるのやむなきに至つた。また不正運動や請託により當選を私する者を豫防するため、刑罰を科して戸別訪問を禁止しようとしてゐる。斯の如きは、選挙に關する法制の進歩ともいへるが、また退歩ともいひ得る。しかして、わが同胞の公民意識の發達の上から見てわれ等は遺憾ながらこれを退歩といはざるを得ない。

斯の如き不健全なるわが選舉界から生れ出た國會の情態は、歐米のそれに比して紛亂雜擾の程度において遜色なく、議院内の直接行動は、年中行事の一となつてしまつた。若し夫れ地方議會に至つては更に甚だしきものがある。而して市町村議員を中心とする不正事件の如きに至つては、世人は既に驚異の眼を見張らうともしない。國民教育の普及を誇りとするわが國に於て、人民政治の成績が斯の如く擧らないのは其間いろいろの原因もあらうが、その主たる原因は學校における修身教育が、時代の要求に副はないこと、即ち立憲自治の人民格を養成することを目的とする公民教育の主義が、著るしく缺けてゐることを擧げなければならぬ。

市町村長の認定せる候補者中から選出する陪審員をして、地方裁判所の權限に屬する重要な刑事事件に參與せしむる陪審制度の如きは、既に多年に亘り歴史上の經驗に富む外國においてすら、中々理想通りには行はれてゐない。わ

が國で、この制度が有終の美果を擧ぐるには、格別の努力を必要とする。しかしこの努力は、教育の根本に溯つて、自治の精神を養はしむることから出發せねばならぬ。

今や教育界の問題は、小學義務年限の延長、教員俸給補給、軍事教育の學校化等である。これ等とはもとより必要に相違ないが、なほそれよりも一層大切なのは、公民教育主義の急速なる普及であらねばならぬ。

公民教育の目的は、必ずしも忠孝仁義の主義と背馳しないばかりでなく、窮極はそこに落ち着くものといひ得る。その説き方において大なる相違があるだけである。即ち各人の個性に立脚して、その獨立にしてかつ自由なる發達を遂げしむるため、社會は必要なる手段であり、同時に目的であることを、或ひは講説により、或ひは訓練により、如實に體得せしめなければならぬ。自己を愛する本能を擴充して、これを家に移し、公共團體國家及び人類全般に推し及ぼし、その共

存共榮の中におのづから忠孝仁義の果をむすばしめんとするのである。萬機公論に決せらるゝ立憲自治の國においては、かの獨斷的であり且縦の徳目ばかりからなる在來の修身教育によりて、その國民格を完成せしむることは蓋不可能である。

公民教育は、小學校が六年制である間は、これを課することが六づかしいとの論もある。これは餘りに、とらはれた説であつて、よし、獨立の學科とはしないまでも、公民の基礎觀念を植ゑつけることは遅くとも五年級から始めねばならぬ。外國の小學校において、下級の生徒に食事法を教へるにしても、また交通道徳を教へるにしても、單に行儀をよくせよと命するだけではない。自分も愉快に他人も愉快に生活するには、一體どうしたらよいかとの問を解答せしめて、出来るだけ各生徒の思索に立脚し、遂にかくくであらねばならぬと自覺せしむる様に導くのである。その他、歴史の教授も、地理の説明にも、乃至大人物の性行に關する話しの中にも、常にこの用意が伴ふてゐる。わが國の教育者の間には、理窟

だけは、相當に分かつてを つても、實行が少しも出来てゐない。もし文部當局にして斷然在來の固陋なる因襲の羈束から脱し、修身教科書の大改正を斷行して、この新主義の實行に進むならば、公民教育の効果は、小學時代からをさむることも、決して六づかしいことではない。われ等は當局がいつも一種の事なかれ主義に隠れて、左顧有眙國家公共團體によつて立つ新精神の培養に躊躇してゐるのを深く遺憾とするものである。

文部省に、公民教育調査委員會が置かれてから既に二年になる。この間なし遂げ得た事業としては、殆ど見るに足るべきものがない。時勢は遠慮なく移る。われ等は現政府が、選舉權の擴張と陪審制の施行準備に入らんとするに付いては、更にこれ等の制度を運用するに必要な教育を充實し、これを普及せしむるにおいて、遲滞なからんことを望むものである。(以上東京日々社の社説)

右により、政治上實際的要求として、公民教育が特に最近高調せらるゝ所以が明である。序を以つて過去に於ける政治教育の不振を述べておきたいと思ふ。

これやがて現下政治教育としての公民教育が力説せらるゝ反面を明かにすることになるからである。

我が國は明治二十一年市町村制の制定、明治二十二年の憲法發布、明治二十三年の國會の開設等によつて、立憲制度を敷いた。而して教育勅語に於ては、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒト仰せられてあるにかゝはらず、教育の實際は、とかく政治と疎遠になつて來たのは、私共の誠に遺憾とするところである。次にその事實の僅少な叙述を試みよう。

明治五年八月頒布の學制、明治十三年の教育令には、小學校中學校の教科目中に政治教育の一端とも見るべき國體政體大意、經濟、制度、法令等が編入されてゐるが、明治十九年の學校令に於ては、それらの科目は全然削除されてゐる。之は如何なる理由によるかと云ふと、當時の矯激なる自由民權思想に對する政府の反動政策であつたと思はれる。明治十四年頃から三十一年までの文部省の訓令等を見ると、教師生徒が政治上の言論に關係することを禁ぜられてゐる。勿論

その精神は、政争より教育の獨立を保つためであるから、政策としては不當のものではなかつたらう。しかし、現實政治の批評や政争とは何等の關係もない立憲政治に關する教育、即ち立憲制度の知識並に立憲精神の涵養をも取り去つたことは、角を矯めて牛を殺すの類で、實に今日から見ても遺憾の至である。

明治三十一年の文部省訓令で、以上の如き禁令は廢止せられたけれども、教育は政治に關係なきものとの因襲觀念は、暫く我が教育界を支配し政治教育の暗黒時代を招來した。明治二十年から三十四年に至るまでの小學讀本には、殆んど政治教育に關する教材はない。明治三十六年から國定教科書を使用することとなり、四十五年に至るまでの間、尋常科に極めて僅少の教材が加へられたに過ぎなかつた。現今の國定小學讀本には、可成り多くの政治教育の教材が取り入れられてゐるけれども、之等は當然國語教材として取り扱はれるものであるから、教材の選擇配列にも遺憾の點が多く、又文字文章の教授が主であつて、政治教育の本旨には副はないものである。

中等學校に於ては明治三十四年以來、教科目中に法制經濟科が加へられたけれども、中學校に於ては當分之を缺くことを得ることゝなつてゐるから、現時の如く入學試験準備に忙殺される事情の下に於ては、該科を課せない學校も少なくない有様である。たとへ中學校で法制經濟科を課しても、今日のやうな教授では、無暗に骨のやうな法規的事項を注入的に講演するに止まり、生徒は該科を乾燥無味なるものとし、之を嫌ふ風のあるのは、誠遺憾な次第である。こゝに公民科設置の新しいき有力な要求の起る一つの理由がある。

以上は、教育が政治と疎隔された歴史の大要を述べ、その反動的現象として、近年特に政治教育が高調せらるゝに至つた事情を説いたのである。

尙ほ、茲に私共の一考を要する點は、政治教育としての公民教育の必要は、教育界よりは、むしろ實際社會から出たといふ點である。そのかくの如くなる所以は、地方中央の行政當局者并に世の識者が、地方自治行政の發達、立憲政治の進歩を促がすには、學校教育に於て、立憲知識を授け、同時に立憲的訓練を施し、國民

をして立憲精神に豊かならしむるに若くはないといふことを痛感するに至り、又他方では、現代政界の腐敗を廓正するためにも、政治教育が必要であり、殊に最近我が立憲政治の一大向上の努力として、普通選舉制度、陪審制度が採用せらるゝの新氣運を展開するに至つたことが、政治教育の見地よりする公民教育必要論の勃興した一大原因である。私共は、先に述べたる明治二十年前後の教育状態を回顧して、實に隔世の感なき能はざるものがある。

二 經濟的要因

前節に述べたる政治上の原因と相並んで重大なものは、經濟上の原因である。經濟は衣食住の物的生活に關係する所のもので、見方によつては、政治よりも一層吾人にとつて切實な問題である。「人はパンのみによつて生くる者に非ず」とは、道徳家宗教家等が精神生活を高調するために、屢使用する言葉であつて、儲かに一面の眞理を表明せるものと謂つてよいが、又其の半面に「人はパン無くして

は生存すること能はず」と云ふ言葉にも、眞理を含んでゐる。昔から衣食足つて禮節を知るとか、恒産あるものは恒心あり」とか云つて、經濟生活の安定が道徳を保證する一面を語り、又「貧すりや貪する」とか「貧の盗み」とか云つて、經濟生活の困窮が人のかつて罪惡をよぎなくせしめることを表はしてゐる。之を歴史上の事實に徴しても、饑饉とか物價暴騰とか重税を課するとかいふやうな經濟上の問題が、窃盜強盜、百姓一揆等の發生する一時的の原因をなしたことが中々多い。さて現代の經濟状態は如何であるか。金融は梗塞して産業振はず、物價は依然として高價であつて、生活は安定を缺いてをる。しかし、これは何れかと云へば、一時的の現象であるに過ぎないものであつて、國民の努力如何によつて挽回し得るものであることを信じて疑はぬ。

しかしながら、現代の經濟組織もつと局限すれば産業組織はどうであるか。西洋に行はれた産業革命は、今や我が國に行はれつゝあつて、資本主義的となつて來た。その結果として、生産、交易、分配、消費の過程は著しく變遷を見るに至つ

た。かくして、貧富の懸隔は益甚しきを加ふるの傾向を生じて、資本家、労働者なる新しき階級を生じ、そこに労働問題なるものを勃發せしむるに至つた。而して、之が農業界にも波及して、地主と小作人との間に所謂小作問題なるものを生ずるに至り、今や我が國現下の重大な問題となつてゐる。

かゝる労働問題、小作問題は、資本主義に對する労働階級の不平不満より發生するものであつて、煎じ詰むれば、貧富の懸隔に對する平均運動である。こゝに於てか社會主義、共產主義などが手を延ばすに至るのである。彼等の主張を要約すれば、資本主義的産業組織の二大支柱たる私有財産制度と自由契約制度とを除去して、現在の産業組織を顛覆し従つて現代社會を破壊して、新社會を建設せんとするにある。私はこゝで詳しくそれらの批判に立ち入る餘裕を持たないから、たゞ私の主張の結論だけを述べるならば、私共は社會主義や共產主義の如き過激なる主張には全然反對する。勿論現代の産業組織及び其の運用には幾多の改良すべき點を認めるのであつて、之が刷新改善をなすことの必要を感

することに於ては敢て彼等に劣らぬものであると信するが私共の主張する方は、社会政策と稱するものであつて現代の産業組織を認めつゝ、その缺陷を漸次改良せんとするものである。

要するに我が國現下の困難なる問題は、経済を中心として起つてをるものが中々多い。これらの問題を解決するには、或は政治的立法により、或は道德宗教の力によつてなされねばならぬが、最も有力なしかも根本的な方法は、経済教育（政治教育に對してこの語を使用する）によるものである。將來國民となるべき少青年に對して、経済の何たるかの正しき知識を授けると同時に、社会の共存共榮を信条とする経済人を養成するにある。こゝに経済上よりして、公民教育の要求せらるゝ有力なる理由がある。

三 社會的要因

更に社會的見地より觀て、公民教育の要求せらるゝ所以がある。但し前に述

はるべきは、
経済教育の
重要性は、
現存の
教育制度の
欠点にある
ことである。
女子の
地位の
向上は、
経済教育の
必要を
示している。
女子の
地位の
向上は、
経済教育の
必要を
示している。

べたる政治的、経済的理由と全く切り離して之を考へることは出来ないのである。廣く考へると、政治も経済も、社会現象と云ふことが出来るからである。しかしながら、叙述の便宜からして、特に此項目を設けるのである。

今日の所謂社会問題として取り扱はれてゐるものゝ中には、労働問題、小作問題の如き経済的原因によるものもあるが、そこにはまだこれ以外幾多の問題がある。例へば、社会階級に關する問題である。一代華族論や水平運動の如きはそれである。又性別より來る問題としては、婦人解放運動、婦人参政運動の如きがある。

之等の諸問題は近年に於ける社会上の問題であつて、私共の直面しつゝある所である。之等の問題は、社会組織に關するものであつて、之が解決には、法律の力、又宗教道德の權威によることの必要なるは云ふまでもないことである。しかし最も根本的にして有力なる方法は、社会生活の何たるかに關する正しき知見を得しめることである。即ち社会連帯の原理を體認し、共存共榮の理想を追

求するところの健全なる社會人を養成することが必要である。而して之をなすの最も有効なる方策は、次代の國民たる少青年の學校教育に於て、此の方面の教授訓練をなすことである。こゝに最近公民教育の要求せらるゝ一理由がある。

四 思想的要因

以上述べたる諸原因の内面的背景をなし、しかもそれらに共通なるものは、實に最近に於ける思想の變遷である。由來我が國は團體主義的な根底の上に道徳思想が構成されてゐたものである。家族主義といひ國家主義といふものがそれである。しかるに、明治維新以來西洋の個人主義的な思想が輸入せられ、政治の上に、經濟の上に、社會の上に、道徳の上に、大なる影響を及ぼすことゝなつた。政治に於ける權利思想、經濟に於ける資本主義、社會に於ける階級撤廢主義、道徳に於ける個人格尊重主義の如きがそれである。かくして、義務・犠牲・差別等の思

想は著しき動搖を受けたのであるが、特に歐洲大戰以來、デモクラシーの思想の輸入流布は、更に一層その動搖を甚しからしむるものがあつた。デモクラシーは個人の自由と平等とを力説し、政治・經濟・社會等のあらゆる方面に、個人の機會の均等を主張する者である。デモクラシーの思想たるや、必ずしも悪いものではない。短所もあれば長所もある。今茲でそれらの充分なる批判を下すの餘裕を持たないから、極めて端的に且つ簡潔に述べるならば、長所としては、個人格の尊重、少數者專制の抑制、正義公平の強調等の諸點があり、短所としては、極端なる自由平等を主張するの結果、機械的平等、無差別な惡平等を唱へ、徒らに在來の風習・道徳・制度に對して、反抗的破壊的の方向に人をかることである。此デモクラシーの惡方面を力説するものに、社會主義・共產主義・無政府主義等の思想運動がある。其の他、社會階級の撤廢運動や、婦人解放運動の如きにも、デモクラシーの惡方面に捉はれる傾向のあることは、疑ふの餘地がない。かくデモクラシーの思想は、現代思想の混亂を來す内部的要素をなしてゐる。勿論單に思想が突

如と湧き出たのでなく、そこには、經濟制度の缺陷や、物質生活の不安の如き生活環境がそれを發生せしめる低氣壓を起してゐるのであるから、それらと合せ考へねばならぬは云ふまでもない。

かやうな次第で、近時の思想界は甚しく混亂してゐる。そこで思想善導といふことが當局者識者の間に唱へられ、治安維持法が制定せられたり、教化團體が簇生することになつた。勿論之等も必要ではあるが、その根本方策は、學校教育の力に俟たねばならぬ。この方面にも、亦公民教育の高調せらるゝ原因が存する。

五 外國公民教育の影響

以上述べたところは、主として國內についてののみ、其の原因を求めたのであるが、更に之を國外に求むるならば、そこに又有力なる原因がある。それは國內の公民教育必要の事情と相俟つて、外國に於ける公民教育の思潮及び其の實際

施設が研究公表せらるゝに至つたことである。

歐洲諸國に於ては、十九世紀以來公民教育の必要が叫ばれ、一般に此思想が普及し、教育上餘程此點に力を注いで之を實施してゐる有様である。参考のために歐米各國に於ける公民教育の簡単な叙述を試みるであらう。

歐米諸國中公民教育に力を入れてゐる所は、英米獨佛である。アメリカは中々盛んであつて、我が國の公民教育思潮は、アメリカに負ふ所が多いやうである。アメリカでは、今日小學校の上級には公民科を課してをり、中等學校に於ては、社會科といふ名目の中で、歴史・經濟・公民科を取り扱つてゐる。元は Civil-government の教授であつたが、それが實際化して Civics に變つて來たやうである。

フランスでは、一八五二年以來、宗教々育を學校から除去して、之に代ふるに、道德及び公民科を以てしてゐる。フランスは、判然と道德教育と公民教育とを區別せず、道德教育をなすつゝ、公民教育をなすのである。此の點は特に注意すべき點である。

イギリスでは、National educationとして、其の中に公民教育を施すので、比較的遅れてゐるやうである。

ドイツは公民教育の主張は盛んであるが、特別な教科とし、正科として教へず他の教科に附屬して教へられるやうである。しかし、大戦後は特に公民教育熱が盛んになり新憲法の第四百四十八條の中には、公民教育のことがあけてある。

其の中に

各學校に於てはドイツ國民性及國際的協調の精神を以つて道德的修養公民としての思想、人格及専門的材能の完成を努むべし
公民教育及勞働教育は學校の教課の一部とす。各生活が就學義務を終了するに臨み之に憲法の印本を附與す

以上二項には公民教育のことが現はれてゐる。右述ぶるやうな次第で公民科はアメリカとフランスが著しい發達をしてゐると見てよい。我が國に於ても公民教育を決して施こしてゐなかつたのではない。小學校の修身國語の中

に又中等學校の修身法制經濟科の中に、公民科の教材に當るものは可成り豊富にある。しかしながら、あまり効果があがつてゐない。歐米諸國で公民教育が盛んに行はれ、特に公民科なる一科を特設して、力を注いでゐる事情に刺戟せらるゝに至つたことは、近年我が國に公民教育熱の起る有力な原因とせねばならぬ。たゞ序を以て希望しておきたいのは、我が國の公民教育は、必ずしも外國のまゝを模倣しなればならぬ理由はないので、諸國の實際を參酌して、我が國に最も適するやう、企劃すべきであるといふことである。

*

以上述ぶるが如く、我が國現下の公民教育熱は、時代の要求にせまられて起つたものであるが、公民教育そのものゝ本質から見れば、決して一時的對症的なものではなく、永久性を有つたものである。それらの點は、後章に於て漸次明となるであらう。こゝでは、たゞ最近公民教育思潮の起るに至つた主なる原因を列擧したに過ぎないのである。

第二章 公民教育に對する態度

一 新思潮に捉はるゝの弊

公民教育の思潮は現代教育界の新傾向の一つであるが、凡て新しきものを採用するについては、その初めに當つて、慎重なる態度を以て充分なる考察批判を爲すことを必要とする。衣服の流行とか、俗論の流行のやうに、たゞ何等の根柢もなく、風の方向が變るやうなものであつてはならぬ。特に教育の主義主張に於てはその必要が大である。

試みに我が教育界の近狀を觀んか、曰くゲーリーシステム、曰くプロゼクトメソッド、曰くダルトンプラン、曰くメンタルテスト等々、外來教育思潮の送迎に遑なき有様である。しかも一つの新しき思潮を紹介する學者あれば天下の教育者直に之を奉じ、之を知らざるを以つて、教育家の不面目となし、之を論ずるを以

つて、誇となすの弊風がある。しかも種々の新しき學說思潮は、走馬燈の如く展開し來るが故に、轉々として新しきを追はざれば、所謂新時代の教育家として賞讃されない。是れ教育界の思想病である。私共はかゝる輕佻浮薄なる教育界の現狀に對して、頗る不快の念と心痛とを感ずるものである。

思ふに新しき學說思潮なるものは、何等か、在來教育の缺陷を改善すべく現はれるものであるから、その意味に於ては、慥かに一面の眞理を有するものではある。しかるに世の多くの教育家は、新奇なる學說思想とし云へば、甚しく買ひかぶり、それならでは教育でないかの如くに妄信し、ひたすら之を隨喜渴仰して、その模倣追従に日も是れ足らざるの觀がある。

例へば、ダルトン・プランの祖、バーカー女史が來朝すれば、教育界に於ける黒船來と稱して、唯し立て、ダルトン・プランによらざれば、教育は出來ないものかのやうに鼓吹する妄動者流が、簇出し、又一般教育界もそれを敢て不思議と思はぬ風がある。しかし、ダルトン・プランなるものは、それほどに價值のあるものであら

うか。在來の教育は全く價值のないものであつたらうか、私共は決してそうは考へぬ。但し、在來の教育が工場化して、劃一主義・注入主義・受働主義の弊に陥つてゐたことは事實で、之等の弊を矯正するためには、個別主義・開發主義・自働主義の風を起すことが必要である。そこにダルトン・プランの主張される理由がある。しかし、ある程度の劃一主義・注入主義・受働主義は依然として必要であることを忘れてはならぬ。しかるに、一度ダルトン・プランの心酔者となれば、主義を鼓吹するために、教育を手段視し、凡てをダルトン・プランに無理に引きつけて、説くやうな一種の妄想に陥り、却つて教育を害するの結果となる。現にかゝる病弊にかゝつてゐる向もあるやに見受けられる。これは誠に遺憾至極なことがある。

今一つ例をあけると、最近の藝術教育の思潮がそれである。私共の考では、藝術教育の力説されることは、慥かに現代の主知主義・物質主義の傾向から生ずる教育的缺陷に對する救済策として、且つは教育の本質上から云つて、慥かに重要

なことだと信ずる。人間性に眞善美聖に對する要求がある以上、教育目的は、それら諸要求を包括するものでなくてはならぬ。又之を人間精神の方面から云ふと、知情意の圓滿なる調和的發達を基調とせんければならぬ。かやうに考へると、美に對する人間の憧憬性、換言すれば審美的情操の陶冶は、たしかに教育の大切な一使命であつて、この意味に於て、とかく閑却され勝な藝術教育を力説することは、誠に當然のことであつて、私共の賛意を表するところである。しかるにあまりに藝術教育を力説するの結果、教育そのものが藝術教育でなければならぬといふやうな妄想に陥つて來る。所謂藝術至上主義はそれであつて、かゝるなつては却つて教育を害するやうになる。

以上二例によつて、新しい學說思潮が教育界に惹起する場合に生じ易き弊を述べて見たのである。この種の弊は諸他の場合にも認められる。

二 公民教育の思潮を正視せよ

前節述ぶる如く、教育界の新思潮は、在來の教育の缺陷を補ふことの利あると同時に、半面には屢教育を害する點から、新しい缺陷を生むでをる事實がある。従つて、新しき思潮を採用するに當つては、教育の根本的見地から之を慎重に考察批判して、其の長短を明瞭にし、教育の進歩向上にとつて、有意義なるものたらしむることを要する。

茲に論ぜんとする公民教育の問題は、正に我が國現下の教育界に於ける新思潮であつて、慥かに在來教育の缺陷を補ふ意味に於いて、有意義なものであると思ふ。その點は、公民教育高調の要因に於ても、その一半を窺ひ得ると思ふのである。しかし、前節に述べたる如く、新思潮に捉はれて、極端に走るの結果は、公民教育萬能の思想を醸成し、公民教育が教育そのものであるかの如く力説するやうな傾向の論も見受ける。かくては、却つて教育そのものを害する事になる。

この點は、藝術至上主義が教育を誤るのと同様である。近時公民教育に關する著書論文等を見るに、公民教育を如何にして基礎づけるか、如何にして辯護する

かに努力が集中せられ、當然のその使命を過大視するに傾き、公民教育の眞使命を明示せざるやの憾なしとせぬ。私共の見解では、公民教育は畢竟教育の一部面であつて、そこに確固たる立脚地を有せしむることによつて、公民教育當然の意義が明かにせられ、また當然の使命が果されると信ずるものである。この公民教育の當然の意義と使命とを正視すること能はずして、公民教育を過重視し、公民教育萬能を説くが如きは、所謂負最の引き倒しとなり、却つて公民教育の眞の意義と使命とを毀損するの結果を來すであらう。かゝることは公民教育のために私共のとらざるところである。それ故に、眞に公民教育の普及と徹底とを希望する私共は、純眞なる教育的見地より、公平に公民教育の意義と使命とを批判考察することの必要を感じるものである。この點に關しては、第五章に於てやゝ詳細に検討を試みるであらう。

第三章 公民の意義

一 種々の見解

公民教育の意義を明にするには、第一步として公民の意義を明にすることが必要である。何となれば、公民教育は理想的公民を養成することを目的とするものと解せらるゝのであるから、公民とは何ぞやの明確な概念を持たなければ、公民教育の何たるやは究明せられないからである。

世には、公民と云へば、常識的に漠然と分つたように考へてをる人も多いであらう。併しながら、公民なる語はさように明確な概念ではない。一種の多義概念である。そこで、公民とは何を指すのであるかとの問題に對して、議論が分れて來る。之は公民教育に關する議論に於て、必ずもち上る問題であつて、著書論文の上に種々の意見が提出せられてゐる状態である。私は次に四つの場合をあ

けて、公民の意義に關する異なつた見解を説明することとする。

第一は舊い用例であつて皇室が國民を「おほみたから」と稱せられ、公民の字が之に當てられたのである。しかし、之は現代の公民の意義とは著しく趣を異にするものであるから、之は殆んど問題とするには足りないと思ふ。

第二は自治團體の一員として、公民権を有する所の人を公民とする場合である。之を便宜のため自治公民と名づけておく。この公民は、法律上に明確に定義せられてゐる語である。市町村に住む者は老弱男女に區別なく凡て之を住民と稱し、其の中で一定の資格あるものを公民と稱して、特別の權利義務を與へてある。その資格は市制第九條、町村制第七條に規定してあるところである。其の主なる項目をあけて見ると、

- 一、帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五歳以上ノ者
- 二、獨立ノ生計ヲ營ム者
- 三、二年以來市町村ノ住民タル者、

四、二年以來其市町村ノ直接市町村税ヲ納ムル者、

但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治産者、準禁治産者及六年ノ懲役又ハ鋼禁以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

以上の如き法律上の意味に公民を解するならば、公民は市町村住民の一部分に過ぎない。女子や低年者は公民でないのである。かように公民なる語を使用するならば、全國に於いて約七百五十萬人が公民であつて、約全人口の一割にしか當らぬ。従つて、かゝる一部の人々を對象とする教育を公民教育とすることは、何れの點から見ても不合理と云はなければならぬ。即ち、自治公民を以つて公民教育の公民を表はすことは不當である。之は餘りに公民の意義を局限するものである。私の考では、自治公民は所謂公民の中の一部として解釋したい。従つて公民教育の中に自治團體のこと、従つて自治公民に關することを含むと見る。

第三は立憲治下の國民を公民と解する意見である。かりに之を國家公民と

名づけて、自治公民と區別しておく、この見解では、苟も帝國の臣民たる者は、年齢の差、男女の性別によつて區別することなく、凡て公民と解するのである。従つて、自治公民は國家公民の中に包攝されることになる。

この種の見解はドイツに行はるゝものである。元來ドイツは國家主義的な思想の盛な國である。フヒテ、ヘーゲル等の絶對主義の哲學から出た國家主義思想、ビスマルクの國家主義の社會政策、トライチユケの軍國主義の政治學說などは、その著しいものであるが、公民教育の方面でも、矢張り此の國家主義的見地から考へられる結果、國家といふものが中心となつて展開される。試みにその代表的な學者を引き合に出して見るならば、公民教育の主張者として最もよく我が國に紹介せられてゐるケルシエンシユタイナーによると、公民教育は國民に國家意識を起させる教育であるといつて居る。又フェルステルは、公民教育の目的は國家生活の正しき義務と責任とを理解し、それを實行するに必要な品性を作るにあるといつてゐる。かように、國家的見地から公民教育を力説す

るのであるから、その對象は當然國民であることは云ふまでもないことであつて、公民は國民と同義に取り扱はれてゐると云ふことが出来る。

勿論私はドイツの國家至上主義のものには賛成出来ない多くの點を有するものであるが、我が日本の國家觀念から考へてその妥當なることを感ずるものである。是に於て問題となるのは、然らは何故に在來國民なる語のあるに係らず、強いて新しく公民なる語を使用するかと云ふ點である。この點は、次説を述べた後に論ずるのが便であるから、直ちに第四の見解に移ることとする。

第四は社會の一員として公民を解釋するものである。之をかりに社會公民と名づけておく。この種の見解は概して英米に行はるゝものと云つてよい。之等の國では、國家と社會との二つの概念について、特殊の見解をとつてゐる。國家を社會の中の一インスチテューションと解する思想がある。その結果は、國家よりも社會を一層大きな、しかも高いものゝように考へる傾がある。そこで、國家といふことよりも社會といふことを目標として公民教育を主張するこ

とになるのは當然のことである。

右述べたように公民なる語は種々に解せられてをつて、今日我が國に於ては、第二第三、第四の三種の意見がとられてゐる。而して第二の意見は到底之を採用することは出来ないものであるから、畢竟第三、第四の意見が問題となる。即ち公民を國民と解するか、社會人と解するかの問題である。之を解決するには一應國家と社會との兩概念を検討することを要する。

二 社會と國家

社會なる語は、常識的と學的との二様に使用せらるゝ。常識的には、世の中或は、世間等の語と同様に使用せられ、家庭と國家との中間に位する概念であるが、極めて漠然たるものである。然るに、學的に使用する場合には、一定の目的の下に共同生活を營める團體を總稱して社會といふ。そこで、血縁に基づいて出来た家族、宗教によつて結合せられた寺院又は教會、經濟上の目的を以て組織せら

れた會社、組合、學術上研究の目的を以て組織せられた學會、協會又政治上の目的を以つて結合した政黨、結社、自治團體、國家進んでは國家相互よりなる國際關係等凡て社會の語によつて包括せらるゝ。従つて國家は社會の一種であると云へる。我々日本人は社會なる語を常識的と學的との兩様に混用してゐるために、社會の概念が混亂してゐる。例へば社會奉仕とか社會問題とか社會改善などと云ふ場合は、明かに常識的の意味で、家庭外國家内の公共生活を指してゐる。即ち家庭や社會は國家内の生活と解せられてゐる。然るに、學的な意味に社會を解すれば、國家は社會の一種であるから、國家は社會なる概念の中に包攝せらるることとなる。社會と國家との概念の關係は右二様に見られる。そうして、これがやがて公民なる語の意義を限定するに必要となる。

イ 國家を部分社會とする思想

次に社會と國家との關係について一考を要する點は、國家を全包的な社會と

見るか部分的なものと見るかといふ點である。之に關しては二様の見解がある。

第一は國家は部分的な社會であつて、その主權は絶對なものではなく、相對有限なものであるとする思想である。この種の國家思想は、英米流の社會學者の最近唱へてゐるところである。試みに二三の代表的な意見を次に述べるであらう。マクイバー Maciver が其の著 “Community” の中に述べてゐるところによると、特定の目的を有しない共同生活體を Community (基本社會とでも譯した) らよからうと名づけ、その中から特定の目的を以て組織せられた集團が出来る。それをマクイバーは Association (結社とでも約すればよからう) と名づける。政治的・經濟的・宗教的・教育的・學術的・藝術的・娛樂的等の無數の Association が Community の中から發生して併存する。その中には、生命の短かいものもあれば永いものもある。而して、生命の永いものゝ一つが國家である。故に國家は Community の中に生れた一つの Association に過ぎないのである。而してマクイバ

ーは Community, Association, State 等を總稱する語として、Society なる語を使用してゐる。

又コール Cole と云ふ學者も、前説と似たやうなことを其の著 “Social Theory” の中に述べてゐる。コールは人間を一體たらしむるの感じを基礎としてゐる共同生活體を Community と名づけ、その目的を達するために種々な活動上の機能を具へたものが出来て来る。それを Association と名づけてゐる。従つてその機能の差から色々の Association が出来る。即ち政治的・職業的・需要的・宗教的・豫備的・慈善的・社交的・學術的等の Association がそれである。國家は政治的な Association に他ならぬ。かやうに、コールは種々な Association を總稱して、社會と呼んでゐる。

以上の記述によつて見ると、マクイバーは Community の中にあるものは組織せられざる部分と組成された部分とあるが、凡て之等を總稱して社會となし、コールは Community 中の組織せられたる部分即ち Organized association のみを總稱

して社會と總する。かように社會といふ概念には多少そこに廣狹の差を認めるが、兎に角國家を一つの association であるとする點は、兩者の一致するところである。

かやうな考からすると、國家の考は私共日本人の考へるとは餘程違つたものとなつて來ざるを得ない。即ち國家は政治的に組織せられた一つの association であつて、その政治と稱するものは、畢竟その成員の利益を保證する機能に外ならぬ。スペンサー Spencer の語を借りると、國家は一つの國民相互保互の株式會社 Joint-stock protection Society に外ならぬ。従つてこの組合の目的範圍内では、個人を拘束することが出来るけれども、その範圍外では個人は國家の拘束をばなれて自由に行動し得るものと考へられるのである。かやうな考は、ベンザム Bentham やミル Mill 等の考へた功利主義の思想、即ち最大多數の最大幸福(但し社會は個人の機械的集合と見る)を理想とす思想に基調してゐるものである。

かゝる國家思想からは、當然の歸結として、主權を有限相對的なものとし、國家

活動を著しく制限することになる。例へば、ラスキ Lytton の如きはその一人で、主權の相對性を説く者である。それによると、國家は部分社會であつて、他の部分社會と同列に位するもので、特に國家のみが優越な地位を占める理由はない。他の部分社會の意志が國家の意志よりも善なりと認めらるゝ場合は、敢て國家の意志に反するとも、それは決して不當ではないといふのである。かゝる思想は、個人主義、功利主義を根柢とし、國家を法律的な利益上妥協的な一つの組合と見るもので、私共の賛成出来ないところである。

□ 國家を全包社會とする思想

前説の如き思想と全く反對なるものは、國家を最高完全な且つ全包的な社會と見、國家を以つて社會の社會 The Society of Societies とする思想である。

この種の思想の一つとして、舊ドイツ流の國家至上主義がある。ドイツ流の思想に、私は全然賛成するものではないが、一應の考察をすることが、論を進める

上に便利であると思ふから、極めて要點だけを述べることにする。

舊ドイツ流の國家思想は、一種の形而上學に基調するものである。カント、フイヒテ、ヘーゲル等の思想はそれを代表するものであり、ビスマークの國家社會主義政策や、トライチュケの軍國主義の主張などは、その具體化の方面を表はすものである。こゝでは、代表的なものとして、ヘーゲルの國家思想について考へて見たい。

ヘーゲルは絶對主義の哲學から出發して、國家を説明するのである。即ち形而上學的な原理を立て、之から演繹的に説いて行く。彼は宇宙の根本には、普遍的、絶對的な精神がある。之が發展具體化したものが國家である。國家は人倫の終局であり。理性が完全に現はれたものであつて、道德生活の最高の發現である。故に國家は絶對の價値を有するものであるとする。かやうに、國家に對して絶對價値を附し、國家を以て最高完全なる社會と考へるのである。この思想は、絶對主義・理想主義の立場より獨斷的に國家を高位におかんとする

風がある。しかも、その根柢が一種の哲學上の獨斷に存するから、この哲學を採用せざる人々にとつては、價値を認められないであらう。

私共は、左様な形而上學から出發せず、社會進化の事實に基づいて、國家の最高完全な社會なることを肯定するものである。社會進化の實際を見れば、初期の社會は群であつて、何等の組織を有せなかつたものである。それが血縁的に結合して家庭なる團體生活が発生し、それが擴大されて氏族を生じ、又地縁的に結合して部落を生じ、それが發展して都市國家を作り、遂に現時の如き國家にまで進化したものである。而して、その進化の原動力となれるものは、實に人間の理性である。勿論初期の國家生活に於ては個人は合理的なる國家意識を有せなかつたのであるが、漸次に自覺が高まつて來て、遂に現代の如き立憲政治の國家にまで進化したのである。而して、國家は最も強固なる組織を有し、諸他の社會に對して、統制の役目を帯びてゐることは、現存の事實である。勿論、こゝで國家の主權を單に法律的な意味のみに解してはならぬ。國家主權は道德に根柢を

において存立するものであつて、それが諸社會に對して統制力を有する理由も、亦こゝに存することは見通がしてはならない。

私共は、かやうな社會進化の事實からして、國家は最高完全な組織として、諸他の社會に對して優越の地位を有し、それらに對して統制力を有するものであると考へるが故に、國家を一つの部分社會として、之を他の部分社會と同位におく思想に對しては、反對せざるを得ない。

國家は全包的なる社會にして、他の部分社會に對して統制の使命を有すると見るのが、私の所謂社會と稱するものと國家との明かなる區分である。

三 日本人の國家觀念

以上は社會と國家との一般的な差別論であつたが、一體國家觀念は、特殊國家に於て、其の内容を異にするのが常である。従つて、そこにドイツ流の一元的な國家觀も出れば、英米流の多元的な國家觀も出て來る次第である。我々日本人

としては、又獨特の國家觀がある。さやうな譯で等しく國家といふ語で表はされてゐても、アメリカ人の意識に浮ぶ内容と、日本人のそれとは甚しく異なつたものである。たゞ、政治學とか、國家學とか云ふ學的な立場から、國家を抽象概念として取り扱ふ場合には、國家は土地人民主權の三要素を具備する社會である、といふやうに、極めて簡單に方付けてしまふのであるが、具體的な國家觀念は國家の異なるによつて、相違するものである。そこで、イギリス人の書いた書物の中に國家を論じてゐても、私共日本人から見ると、甚だしく方角違ひと思はれることや、腑に落ちない點が多いのである。併し、それらも、イギリス人から見ると極めて當然のこととして受け取られるであらうと思ふ。そこで、私共日本人一般として、如何に國家を觀るのが現實の状態であるかといふ點を、是非一考する必要がある。これはやがて公民概念を規定する上に、重要なこととなるのである。

私は、日本人の國家觀念を吟味するに先だつて述べておかなければならぬと

思ふのは一體國家觀念なるものは學者が論理上かくの如きものであると抽象的に規定し、それによつて一齊に國民に採用せられて成立するものではない。自然科学の研究結果の如きものとか、又は法律のやうなものであれば、発見され規定された事それ自身が直ちに採用せられるのであるが、國家觀念の場合は、それとは甚しく趣が異なる。國家觀念は長い間の歴史を通して、國家生活中に自らに形成せられ、しかも單に知識のみでなく、感情や意志の方面にも密接な關係をもつてゐるところの、一つの意識内容である。かやうに、生活事實そのものから生れ出るので、學者はそれを後に組織立て、説明する役目を果すに過ぎない。決して天來的な學說によつて構成せられるものではないのである。この點は特に我が國の如く自然な發達をした國家に於て然りといはなければならぬ。この點だけを述べておいて、進んで日本人の國家觀念の特質を述べて見ようと思ふ。

第一に國家を法律政治の方面のみから見て、國家を一種の權力團體なりとす

る考へ方は、たしかに國家の一面觀であるが、決して全面觀でない。法治國家の考を抜きにしては、國家觀念は成立し得ないにしても、それ以外に國家の重要な一面がある。それは道德團體としての國家觀念である。我が國は特殊なる建國の事情、發達の歴史を有し、そこに特殊なる道德國家が創造發展せしめられてゐる。即ち國體の精華といふことは、日本國民の誇りとするところであつて、忠君愛國の道德が尊重せられ、又一方には祖先崇拜の民族性があつて、民族的立場から國家に功績ある人々を崇拜する。日本の神社は國家觀念と固く結び付いてゐる。國家を離れては、神社の存在の意義は消滅するといつてもよい。勿論これと多少似たやうな國家觀念は、外國にもある。それは祖國と稱するものである。しかし、我日本人が持つてゐる國家觀念とは、内容に於いて、大に異なるものである。

かやうに、國家なる觀念は、たゞ、一定の領土に住む多數の人が、主權によつて統治せられてゐる社會と云ふやうな、抽象的な無内容な乾からびたものではなく、

實に我々の全人格に、血となつて流れてゐる生き／＼した意識内容である。そこで、國家を法律政治の機構としてのみ見るのは、具體的な、如實な國家觀念そのものとは、甚だ縁の遠いものであつて、特に、我々日本人が、日本國家といふ場合の國家觀念と比較して意味の甚だ狭いものである。法律政治の方面にたづきはる學者は、概してこの狹義なものに解してをり、一般國民、特に教育家、國民道德學者等は、更に道德意義を含めた廣い意味に解してゐる。日本の國民教育を論ずるに當つてはこの廣い意味、即ち具體的な日本國家の觀念を本にして論ぜなければならぬ。公民教育を論ずるに當つても、亦何れの國家觀念に立つべきか、問題となるのである。私は廣義に解すべきだと思ふ。

第二に考ふべきは、西洋では國家を人爲的なものと解する。即ち契約的な成立起源を有するといふ思想である。革命思想の發生する所以も、この思想に根ざしてゐるやうに思はれる。特に、アメリカのやうな國は、事實契約國と見るべきである。然るに、我が國は極めて自然に發達した國で、人爲的なものではない。

それ故に、日本の國家といふ觀念の中には、悠遠の太古から、極めて自然に創造發展せられた國といふ感じを含むのである。人爲的に、利益や便宜のために、作つたものだといふやうな考は、決して起らない。こゝに西洋人の考へる國家觀念とは大なる差がある。

第三に考ふべきは、國家と社會との關係についてである。西洋のやうに、國家を法律的な機構と見、又契約的なものとする結果は、國家は社會の部分である。一つの制度に過ぎないといふやうに考へられて來るのであるが、我が國に於ては、左様な考は起りやうがない。西洋人の考へてをる Community そのものが、一國家として、極めて自然に發達したからして、國家と併立するやうな意義を持つた Association は、日本には全く無い。従つて、我々の國家觀念の中には、色々の社會を考へ得るが、國家と對立するやうなものは、考へることが出來ないのである。それ故に、多元的國家觀は、西洋流の國家に發生するが、日本の國家では起らない。それといふのは、先に述べたやうに、日本國家は人爲的な契約的なものだと思へ

ないからである。従つて、我々は國家は一元的なもの、全包的なもので、諸他の部分社會に對して優越性を有し、之に對して統制の使命を有するものであるといふ見解をとる者である。西洋人は如何に解釋しやうとも、我々が日本の國家を考へる場合は、この考をおいては、他に考が起らない。日本人の國家觀念として、私の考に浮ぶところは、大略此の如きものである。

四 國民と社會人と公民

前節にのべた日本人の考へる國家と社會との關係からして、進んで公民なる語の歸屬を明にすることを考へて見たいのである。といふのは、從來、我が國には國民といふ語があり、自治制に法律上の公民といふ語がある。而して、こゝに又最近新しい意味の公民といふ語が用ひられるに至つたについては、何等かそこに理由がなければならぬ。其の理由を闡明しやうとするのが、第一の目的であり、次に、公民が國民と如何なる關係にあるかといふことを明瞭にすることが、

第二の目的である。事柄は小さなものであるかのやうであるが、これは公民教育を論ずるに當つて、是非検討しておかなければならぬ基礎問題である。

第一に、國家をば單に法律政治的な機構であつて、一つの部分社會、一つの *institution* に過ぎないといふやうに、西洋流に解釋する見解から考へて見たい。かやうに考へると、國家と對立して宗教的な社會、慈善的な社會、經濟的な社會等を考へることが出来る。そして、國家の一員たる國民は、其の他の部分社會の一員と同位に解せられる。但、同一の人間が、諸他の社會にたづさはつて、それらの社會に對する機能を分擔するのであるが、要するに、國民として活動する場合と、同じ程度の重要さを、組合員として活動する場合にも認めるのである。多元的國家觀からは、こうした思想が當然出るのであるから、國家主權を制限することになるのである。すなかりに、凡ての社會の一員を社會人と名けておけば、國民たることは、社會人としての單なる一部面である。そこで國民教育だけでは、不十分である。人は、諸他の社會にたづさはるのであるから、もつと廣く教育する

必要があるといふ要求が起り、社會人の代りに公民と云ふ語を置きかへると、そこに國民教育以外に、公民教育なるものが必要となるであらう。かゝる意味に於て、國民なる語の外に、公民なる語を用ひるといふことは、多元的國家觀を有する外國には、當然のことであるが、我が國の國民といふ語をとつて考へるときには、到底存立の意義を有しない。その故は國家は全包的なるもので、國民たることが第一義であつて、それと同様の重要さに於て、組合員、教會員たることはあり得ないからである。

第二に、國家を全包的な社會で、他の部分社會に對して統制の使命を帯ぶるものと解する見地からすれば、組合員たること、會社員たることは、國民としての活動の一部面となつて來る。我々が國民と云つてゐる場合には、この意味である。そこで、家庭の一員、教會の一員、組合の一員たることは、第一義的に國民であることとを要件としてのそれらで、決して國民たることと對立して、家庭人、教會人、組合人であるのではない。我が日本では、國民をたゞ法律政治的な一機構としての

國家の一員と解するのではない。然らば、公民なる語は何を指すかといふに、國民に異なつた名を付けたに外ならぬのである。従つて國民を措いて、別に新しく公民なる者がある譯ではない（こゝで公民といふのは市町村の公民を指すのではないことは云ふまでもない）。然らば、如何なる必要があつて、公民なる語を新たに用ひるのであるかの問題が起る。それは、國民教育の欠陥に原因してゐる。その詳細な叙述は、別に論ずる考であるから、茲ではあまり立ち入らないことにするが、従來の國民教育が、公共生活・政治生活・經濟生活の方面に於ける知識道徳を陶冶する點に於て甚だ不充分であつた。従つて、其等の方面に於て、國民の能力が甚だ不足である。然るに現代は、特にその方面の教育が必要になつて來た。そこで、その方面の國民教育に、一層の努力を注がねばならぬ必要が起つた。是に於て、特に國民を公共生活の一員としての方面から見、之に公民といふ別名を附したまでのことである。故に公民は國民をその公共生活に於ける機能の上から見て名づけたものに過ぎないと見るべきである。

五 外國に於ける公民の意義

我が國で公民なる語の使用されるに至つたのは、外國語の翻譯から來てゐる。我が國で古代に使用された公民(オホミタカラ)から發展したのではない。文字は同一でも、其の起源は全く別途なものである。こゝでは翻譯語としての公民が研究の頭目となるのであるから、其の語源たる外國の公民の用例について一考を與へることは、我が國の公民概念に参考となることである。

公民は Citizen の譯語である。Citizen は市民とも譯せられてある場合も多いやうである。語根を尋ねると、Citizen はラチン語の Civis から來てをる。而して、Civis は civitas (國家) から來てゐる。即ち國家の構成員といふ意味である。ところで、ギリシヤ時代に於て、Citizen は如何なるものであつたかといふと、全國民中の特權階級のみを稱した。即ち勞働に従事する奴隸は、國家政事に干與する能力なきものとなし、Citizen として取り扱はなかつた。それ故に、Citizen につ

いて、プラトンは國務に參與する特權ある者とし、勞働は奴隸に適するものとしてゐる。又アリストートルの如きも、Citizen は政權を樂しむ者なりとし、勞働階級は Citizenship には不適任なものだと云つてゐる。十六世紀に於けるボーデインは、Citizen とは主權に服従する自由人 Free man なりと定義してゐる。奴隸、婦人、子供、職業に従事せる人は、公生活には不適任と見做したのである。以上の考は所謂公民權とも云ふべき政治上の特權を標準として、Citizen を見る考である。しかし近代の Citizen の考はよほど廣くなつてゐる。それは凡て政治社會の成員を指す。勿論其中には政治的の權力を有すると否との差はあるにしても、Citizen は年齢・性・職業等の如何に關せず、國家主權に支配され、其の保護を受ける者の總稱である。

右のやうに解すると、外國で今日 Citizen と稱するものは、ギリシヤ時代の自由市民といふ様な狹隘なものではない。國家支配の下にある個人を凡ていふのである。

アシユレー Ashley が其著「新公民科」New civics に述べてゐる所を左に紹介する。以前にはアメリカでも Citizen を Voter 選舉人と混同してをつたが、近年に至つて全く區別するやうになつた。Voter は政治に參與する成人であり、Citizen は國家の一員である。Voter は特權を有する者であるから、全 Citizen の中の少數に過ぎない。之に反して、Citizen はアメリカ合衆國と名けらるゝ大社會の正規な一員である故に、Citizenship は政治的といふよりも、むしろ社會的なものである。それは普遍的なものであり、それは賦與された特權ではなくて、自然權 Natural Right である。Citizenship については、アメリカの國民憲法に規定されてある。其の第十四改正によれば、

“All persons born or naturalized in the United States and subject to the jurisdiction thereof are citizen of the United States and of the state wherein they reside.”

「アメリカ合衆國に生れ、又は歸化し、そこでの裁判權に従ふ者は、凡て合衆國并に彼等の居住せる州の Citizen である。」

かく Citizenship は、合衆國內に生れたものは、其の兩親の人種や國民性には無關係に、何人にも歸せらるゝのであるから、Citizenship が社會的・普遍的・自然的なるものなることが明である。又合衆國內に五年間住む外國人は、歸化によつて Citizenship を得るのであるから、此國の善意な居住者は、内國人と外國人たるを問はず、Citizenship から拒まれないことが分る。

第十四改正によると、何人が Citizen たるかは明であるが、Citizenship は何であるかは説明してゐない。しかし次の如くに考へたらよからう。

“Citizenship is the sum total of those rights and duties which come to us from our membership in this American nation.”

「Citizenship は、アメリカ國に於いて吾等の一員たることから、吾等に來る所の權利義務の總體である。」

こゝで、權利義務といふのは、吾等と他人との關係から生ずるものである。即ち、自他相互の依存關係から來るものを云ふ。

右の如きアシュレーの解釋によると、Citizenといふのは、アメリカ國家の一員であつて、其のアメリカ生れなると、歸化人たるとに論なく、又老弱男女の別なく、凡て之をCitizenと稱するのであるから、畢竟Citizenはアメリカ國民と同義である。殊に氏がVoterとCitizenとを明かに區別してゐる點は、現今我が國で、地方自治團體の議員や衆議院議員の選舉權を有する者と、一般に日本國民と稱するものとの區別に彷彿たるものがある。

日本で、自治團體の住民中から、政治上の特權を有する者を公民としたのは、矢張り、外國でCitizenをVoterの意味に解したのに當つてゐる。しかし、今日公民教育で公民といふのは、さういふ狹義のものでなく、國民の異名に過ぎないのであるから、この邊はよく似たところがある。

イリノイス大學教授、ガーナーGarner氏の「政治學概論」(Introduction to Political Science)の中に、Citizenについて述べてをる所を少しく左に述べて見る。
國家を構成するPeopleは之を二大別して、CitizenとAlien(居留人)とするこ

とが出来ゐる。而して更にCitizenは之を二大別して、民權・政權Civil and political rightsを有する者と、有せざるものとする事が出来る。アリストートルはCitizenを定義して、國家の政治に參與し、其の名譽を享有するの權利を賦與せらるゝ者なりとしたのであるが、之は明かに近代のCitizenの意味ではない。何となれば、近代の説では、Citizenshipと政治的特權とを同一視しないからである。バツテル Vattel によると、

“Citizens are the member of the civil society, bound to this society by certain duties, subject to its authority, and equal participaters in its advantage.”

「公民とは市民社會此の譯語は不適當とも思はる(の)成員であつて、義務によつて此社會に拘束され、その權威に服し、その利益を平等に分有する者である。」
又アメリカ大審院の云つておる所によると

“Citizens are members of the political community to which they belong. They are the people who compose the state and who in their associated capacity have

established or subjected themselves to the dominion of a government for the promotion of their general welfare and for the protection of their individual as well as their collective rights”

「公民とは、彼等の屬する政治團體の成員である。彼等は國家を構成し、彼等の集合力に於て、彼等の一般の安寧の催進のため、又彼等の個人的並に集合的權力の保護のために、一政府の支配に彼等を設定或は従服せしめた People である。」

之等の定義は Citizenship の嚴密な法的解釋ではなく、むしろ通俗的解釋である。合衆國では Citizen と Elector (選舉人)とは同義でない。選舉權の所有は Citizenship の特質ではない。何等其の間に必要な關係はない。もし Citizen なる語を、民權政權を享受する人に限定して、其他の人に他の語を使用するとすれば、混同や誤解の原因が取り除かれる譯である。フランスとドイツでは、此區別をするために、適當な語が用ひられる。フランスでは、民權政權を享受する人を

Citoyen と稱し、之に對してそれらの權利に關せず、服從の義務を負ひ、保護の特權を附與せられてゐる凡てのフランス人は、之を Nationaux と稱する。之と同様にドイツでは、前者に當るものを Staatsbürger と稱し、後者に當るものを Staatsangehörige と稱する。

ガーナーは、右のやうに述べた後、アメリカでは Citizen なる語が、法律的と通俗との二様に混用せられるところから、政治的特權の有無に關せざる意味の語として、“Subject”といふ語を用ひるがよいといふやうに述べてゐる。

しかし私の見るところでは、Citizen といふ語が、通俗の意味では、Elector や Voter と區別され、極めて廣い意味に用ひられてゐるのであるから、Citizen の外に Subject の語を用ひる必要はなからうと思ふ。ガーナーは法學者であるから、用語の嚴密を期するために、右のやうに考へたのであらう。

右の叙述によつて見ると、私共が今日公民教育と稱してゐる公民なる語は、英米の Citizen (廣い意味の)に、佛の Nationaux に、獨の Staatsangehörige に當るものであ

つて國家の構成員と云ふことになると思ふ。以上は、たゞ外國の公民概念を參考までに述べて見たに過ぎぬ。

六 People と Nation と Citizen

この一節は、ジョンホプキンス大學教授ウイロビー Willoughby の「國家の性質」『The nature of the state』による。

英語の People と Nation とは國民といふやうに漠然と譯せられ勝であるが精密に見ると意味が異つてゐる。Nation は英米に於ては、政治的の意味を持つたもので、政治的に組織せられた團體を指すから「國民」と約するがよく當る。National state と云ふ場合は、國民的國家と譯すべきである。而して、Nationalism と云ふときは國家主義と譯するが、忠實には國民主義といふべきであらう。しかし國民で國家を作つてをるのであるから、彼等の國民主義は、畢竟國家主義といふことに外ならぬ。

次に People といふときには、政治關係以外の關係に於て結合せる關係を指すやうである。それ故に民族といふに當つて居る。

然るにドイツの用法にすると、之が全く反對になつてゐる。獨語の Volk は英語の People に相當する語であるけれども、それは政治的に結合せる團體を表はすので、國民と譯すべきである。而して、獨語の Nation は英語の Nation に當るが、其の意味は政治結合に無關係な、人種とか習慣とか道德とか、其の他の紐帶によつて結合された個人の集合を指す。かやうに、英米流獨逸流とでは、丁度反對に使用せられてゐる。

	國民	民族
英	Nation	People
獨	Volk (=People)	Nation

しかし英語の People は、獨語の Volk よりは政治的の意味が弱いが、獨語の Nation よりは政治的の意味が強いといふやうにも解せられるから、意味が誠に漠然とし

てゐる。之と同様に、英語の Nation も意味が漠然としてゐる。例へば、"Rights of nationality," などと云ふ場合には、政治的境界を考へぬから、國民と云ふ意味がない。

然らば、Citizen は如何なる關係を People と Nation とに有するかと云へば極めて漠然としてゐる。ウィロビーは次のやうな句を用ひてゐる。

"In relation to the State, the Citizens constitute the People ; in relation to the human race, they constitute the Nation,"

「國家との關係に於ては公民は國民となり、人種の關係に於ては民族となる、かやうな譯で、特に Citizen のことを何の標準によるかを明にしないのであるが、People や Nation に獨立して、Citizen の語を用ひてゐる所によると、何か據所がなければならぬと思ふが、それについては別に説明してゐない。しかし前に屢述べたやうに、Citizen には狹廣の二義あるから、私の考では、狹義に解すれば、Nation の一部分であり、廣義に解すれば、Nation と同一の外延を有する概念である

と思ふ。

七 市民的自由 Civil liberty の變遷

外國では市民が如何なる活動をしたものであるかといふことは、市民の概念の變遷を見るのによい、参考資料である。而してそれを見るには、市民的自由 Civil liberty が如何なる變遷をなしたかを見るが、最も便宜である。それ故に、特にこゝに一節を設けて、其の極めて大略を叙することとする。

ギリシャに於ては、政治に關して分有する市民の權利と自由とを、一致せしめて考へた。國家は完全なる全體社會であつて、その中に於てのみ個人は、最高の力を發展せしめ、完全なる生活を遂げ得ると考へた。國家は市民によつて組織された普通人格體であつた。國家以外に個人が權力を持つとか、國家支配以外に個人の自由の範圍があるとは考へなかつた。個人は國家に完全に從屬してゐるが、しかしそれは外力からの壓服ではなく、より高き我の中に自然に没入す

ることであつた。かくて公権私権の區別はなく、市民的自由は不可能であつた。ローマになつて、公権私権の區別が初めて發達するに至つた。即ち市民は一定の權利を有し、他の市民又は國家其れ自身によつて干渉されないところの範圍を有つと見做されるに至つた。かくて權利義務の相反關係の下に個人と國家とは區別せられた。國家の主目的は個人の私権を設定し保護するにあつた。しかしローマの政治思想に於ては、國家は市民の集合に過ぎなかつた。ローマ人の考へた唯一の自由は、法が規定した權利の行使に於ける保護のそれであつた。自然權の範圍としての市民自由の個人的思想は、未だ發達せず、實踐上個人は強大なる國家權力の下に見殘されてあつた。

中世になると、ローマの公権私権の區別は、全く封建制度によつて破壊せられた。中世の封建制度は財産の所有と主權の行使とを結び付けて考へられ、土地の所有は、その住民の所有と同時的なるものと解せられた。法的組織としての國家は、最早存立せず、政府は公的權威としてではなく、私有物として見做された。

權利義務は主従の間の契約に基づくとせられ、政治的でなく全く人的關係とせられた。そこでは、自由は唯義務からの解放といふことであつた。且つ、國家と教會とを混同し、主人に對する従僕の絶對的服従を認めたら、市民的自由は全く不可能であつた。

然るに、クリスト教主義は、個人を限られたる國家の一員とせず、人としての自覺を高めることになり、自由の思想は、そのために、力説されることゝはなつた。十六世紀の新教徒の改革 Protestant Reformation は、權威の原則を攻撃し、良心の自由を要求し、權力は遂に絶對なる個人權の範圍内に存在するといふ思想を生ずるに至つた。

ローマ帝國を倒したチユートン族は、個人の自由を信じてゐた。彼等は彼等の長を選擧した。彼等は都市生活を好まなかつた、屈從の表明としての納税に反對した。新教徒改革に現はれた個人的宗教心と封建主義の個人的無政府思想は、チユートン人獨特の表現であつた。近代の自由は、彼等の努力に負ふこと

が大である。

近代の市民自由が建設せられつゝあつた時代に、高度に發展したものは、自然法 *Natural law* と自然権 *Natural right* の説であつた。自然法の思想は、法の根源といふものは、人間の設けた組織の権よりは、むしろ自然及び理性にありとするものであり、自然権の思想は、各個人は國家の構成される以前から、生命、財産、自由幸福に對する自然な絶對な権力を有つてゐるとするものである。此の思想からして、國家の主要な任務は、個人や政府の干渉から、此等の權利を規定保護するにあるとなすのである。此の説は、人間思想史中の、最も舊い且つ最も強い思想の一つであつて、夙にギリシヤ哲學に淵源し、ローマ法を経て、中世の文學に現はれ、十七世紀には、グロチウス *Grotius*、プフENDORF *Pufendorf*、ロック *Locke* 等によつて、十八九世紀に於ては、ヴォルフ *Wolff*、モンテスキュー *Montesquieu*、ヴォルテール *Voltaire*、ルソー *Rousseau*、ブラックストーン *Blackstone*、サミュエル *Samuel Adams*、マヂソン *Madison*、ゼファアソン *Jefferson* 等の主張した

所革で命の理論的基礎として、又近世の自由及デモクラシーの信條として有効なものであつた。又十八世紀の専制君主の世襲に對する反抗と、個人に對する國家干渉を最低限度に制限せんと希望とは、ミル *Mill*、スペンサー *Spencer* 等によつて代表せられてゐる。

又公権私権の區別の再建設、及び市民自由の創造に與かつて力あつたものは、封建制度の滅亡と、國民國家 *National state* の建設とであつた。古代の都市國家や、中世の封建團體の成立してゐた狭小な面積に於ては、個人に對する團體の支配は、殆んど絶對的であつた。然るに、領土の擴大と人口の増加との故で、市民に對する國家の支配は、縮少せられねばならなかつた。そこで、凡ての個人が直接政治に參與することが出來ず、少數者に權力を委託する必要が起つて、そこに國民と政府の判然たる區別を生ずることゝなつた。かくて、一體としての國家的利益から離れ、個人の利益の觀念が生ずるに至つた。即ち政治的自由 *Political liberty* を破壊する傾向を帯びた凡ての條件が、市民自由 *Civil liberty* の建設に

機会を提供した。私権の觀念の初めて起つたのは、ローマ帝國に於てであつたが、近世の市民自由の創設されたのはイギリスに於てである。イギリスは實に國民精神・國民組織の初めて發達した國である。

イギリスに於ける政治發達の歴史を見ると、マグナカルタ Magna charta 權利請願 The Petition of Right 權利條例 the Bill of Rights は、何れも市民自由の擴張の事實である。但し、こゝで注意すべきは、イギリスに市民自由の原理が發達したのは、單なる自然權の抽象論からではなくして、國民が專制君主の無暴なる權力に制限を加へて、國民の權利を伸張せんとする、實際上の必要にあつたのである。

近世的自由の創造に重要な役目をした自然權の説は、最早今日支持する人はない。今日では、國家こそ個人權の源泉で、市民自由の唯一の創造者保護者と考へられてゐる。又國家は必然的罪惡 Necessary evil であつて、その活動は可及的制限されねばならぬとする個人主義思想も、亦見捨てられてある。公的活動に

よつて、國民の一般的幸福を増進するのが國家の任務であるとの思想は、今日行はれてゐるものである。さりながら、市民自由は依然として、多分に個人に存する。個人自由の要素は、國によつて異なり、政治的蠶食に對する憲法の保證も著しく國によつて異なるけれども、その一般的傾向は、大體に於て一致する。市民自由の要素は、政治權力の要素よりも、一般的普遍的に是認せられてゐる。身體の自由、法律の前の平等、私有財産の保護、意見發表の自由、良心の自由等は、權利の中でも一般に認められ保證せられてゐるものである。

(註)政治自由 Political liberty といふのは、國家の支配權を分有して、個人の希望を發表し、政治活動にたづさるところの法的方法を行使するために、個人の有する權利を指す。

市民的自由 Civil liberty といふのは、個人自由の範圍である。此の範圍内で個人は國家主權によつて干渉されることから、保護せらるゝのである。

かやうな外國の市民權の擴張の歴史を見ると、それは國家對個人的のものと

して考へられ屢革命を惹起してゐる。そこで公民教育は自由民を作るもので、革命を醸成するといふやうな杞憂を懐くものもないではない。紀平博士はそう云ふやうに公民教育を解せられてゐる。大正十三年十一月の中等教育協議會の席上で、さういふやうな意見を述べられたので、會員の中に取消しを要求したものがあつた。それに對して、博士は、*Citizen*の自由の要求が西洋に於て革命を惹起したことは、歴史上の事實であるから、遺憾ながら、取消すことは出来ぬと云つてをられる。

しかし、私共は、我が國で主張してゐる公民教育は、決してさやうなものではない。公民は日本の國民であつて、國民教育に他ならぬのである。従つて、西洋で行はれたやうな *Citizen* の活動の歴史を、我國にも入れやうとするのでは秋毫もない。故に紀平博士の御心配は、私共の考へてゐる公民教育では、全く必要がない。

現今、西洋で行つてゐる所の公民教育なるものも、決して過去に於ける政治革

命の精神をそゝるやうなものでなく、むしろ反對に、我が國で云ふところの國民教育に似たものであることを思はねばならぬ。但し彼と我とは國情民性を異にするものがあるから、彼の公民教育其のまゝを我に移すことは不當なことがあるは云ふ迄もない。本節は外國の公民意識の發達を見るに参考となるから、特に紹介を試みたのである。私共日本人としては、外國の個人主義的思想が公民意識の發達の基礎をなしてゐるところに、注意し警戒せねばならぬ。

第四章 公民教育の意義、目的

一 公民教育の意義

既に述べたところによつて、公民なる概念を検討した結果、公民は國民と異語同義であることを明かにしておいた。そこで、進んで公民教育の意義を明かにしなければならぬ。

さて、我が國には、既に國民教育なる語があつて、實際に之を行なつてゐる。しかるに、何が故に、國民と同義なる公民なる語を持ち來つて、事新しく公民教育と銘を打つて之を高調するのであるか。見方によつては、國民教育を徹底せしむるならば、そこに公民教育の存立はないものとも思はれる。が従來の國民教育で行ないつゝも、比較的効果があがつてゐなかつた方面をとらへ、それに力を入れて、従來の國民教育の欠陥を補ふために、公民教育と稱する眼新しき題目と

なつて、現はれて來たのである。しかるに、従來の國民教育の不十分である點は、如何なる方面かと云へば、それは、公民教育高調の要因の題下に述べておいた諸項目を見れば明である。即ち、政治生活・經濟生活・公共生活及びそれらにからまつた思想問題に關する方面が、比較的効果があがつてゐない。之等の方面と雖も、従來の國民教育で、決して等閑に附してをつたと云ふのではない。がしかし、時代の變遷は、益之等の方面の教育に力を入れなければならぬことを要求するに至つた結果、従來の國民教育として、世人の注意を喚起することが薄いからして、茲に新しき名目を以つて公民教育となつて現はれて來たのである。こゝに、公民教育勃興の時代的意義が多分にある。

私共は、國民教育の眞意義よりすれば、特別に公民教育を持ち出すにも及ばぬと思ふのであるが、今述べるやうに、従來の國民教育の欠陥を補充する點から見て、又痛切なる時代の要求から考へて、公民教育が高調されることは、誠に慶賀すべきことだと信ずる者である。之より公民教育の意義について考へて見たい。

公民教育の意義については既に文部省の公民教育調査会で種々論議した結果、次のやうに定めたのである。

「公民教育とは、國民をして社會公共生活を完了せしむるため之に必要な知識・徳操を養はしむるをいふ」

右の定義は極めて包括的なものであつて、大して非難する餘地はないと思ふのであるが、社會公共生活といふ言葉の意味のとりやうによつては國家生活を含まぬやうにも解せられる恐がある。しかし、我が國の公民科では國家の組織機能についての多くの事項をその内容として取り入れるものであることを注意せねばならぬ。此の方面が社會公共生活だけでは何となく不十分に思はれる。しかし、之は社會を狹義に解する我が國一般の用例からするからのことで、もしも社會を學術的に廣義に解して、國家もその一種とすれば國家も此の中に含まれることになるが、さすれば我が國一般の用例とは甚だ異なることになる。何れにしても、社會と云ふ概念が多義なるがために、かうした困難が生ずる。そ

れ故に、むしろ社會の文字を去つて、公共生活とすれば、この難點を除くことが出来るやうに思はれる。大正十二年に、中等教育會の委員が相談したときには次のやうに決定したやうに思ふ。

「公民教育は國民の公共生活に必須なる知識を啓發し、徳操を涵養するにあり、而して公共生活の中には、郷土も市町村も組合も社會(狹義)も國家も世界も皆包括せられることになる。公民科の定義に關しては、多くの人が異なつた表出をしてゐるが、右の定義が最も穩當のやうに思はれる。

我が國に實施すべき公民教育は、我が國の國情に基づいて考ふべきものであつて、必ずしも外國を模倣する必要はないが、我が國の公民教育は外國の影響を受けてゐるのであるから、一應外國の公民教育に關する考を参考までに一瞥することが肝要である。

私はこゝでは最も著しい對照をなしてゐるドイツとアメリカとの公民教育に對する思想をあけて見たい。前者は餘程國家的で、後者はむしろ社會的であ

る。先づドイツの方から考察して見たい。

ドイツで最も有名な公民教育主張者たるケルンシュタイナー Kersschens
Feiner は「國家を最高完全なる社會と見る。即ちプラトンなどによつて夙に唱
道せられた如く、人類活動の最高理想は國家といふ舞臺に於て始めて實現せら
れるものである。苟も公民たるものは、一身を捧げて、この國家の理想を實現す
ることに献身努力せねばならぬ。」といふに見れば、彼の國家思想が理想主義的
道徳的なものであつて、國家至上の思想であることが窺はれる。従つて、彼の公
民教育思想が、國家本位のものであることは、いふまでもない。彼は公民教育に
ついて「公民教育は國家意識にまでの教育であるといつてをる。然らば、國家意
識とは如何なるものかと云へば、彼は、國家の理想に養はれたる意志及之と結合
したる用意を總ての時機に事實に顯はさんとする精神を國家意識と云つてゐ
る。公民教育はかゝる意志能力を具へて、法治國及文化國へ進ましむるに足る
國民を作るにある。又彼は公民教育が道徳教育であるとして、献身犠牲の精神

を説き、又單なる知識の教育でなく、實行の教育であるとして、彼獨特の勤勞主義
を力説する。そして公民教育が學校教育に與へる影響について、公民教育を
學校教育に採用する第一にして最重なる要求は(一)個人的名譽心より社會奉仕
へ(二)理論的知識の偏頗性より實際的人道的普遍性へ(三)知識の規則的獲得より
知識の正當なる使用へと、學校教育を移動せしめることである」と云つてをる。
要するに、彼の公民教育は道徳的な國家主義の見地に立ち、國家意識のゆたかな
勤勞的實行的な國民を養成するのが公民教育であるといふに歸着する。

以上の如き國家主義的な公民教育思潮に對して、アメリカでは頗る社會的な
意味が強い。ケルンシュタイナーは國家意識といふことを力説するが、ア
メリカではむしろ、社會共通の目的といふことを力説する。國家は社會共通の
目的を達するための機關であるといふやうに、社會といふことを第一原理とし
て其の後に國家を考へる。こゝにアメリカの民主々義的な傾向が強く現はれ
てをる。アシユレー Ashlay は「New Civics」の序文の中に「公民科は社會の一員と

しての地位を自覺せしめ、よつて公民としての権利と義務との正しき觀念を與ふるものである」と云つてをる。又ダン・Dunn は其の著「Community Civics」の中に「公民教育は社會共通の目的を達成する爲に、政治によつて團體的に之に參與することを主眼とするものである」と云つてをる。之等の主張によつて見ると、社會の共通目的を達するためとか、社會の一員としてとかいふのは、明かに社會意識（ドイツの國家意識に對して）へまでの教育といふやうに思はれる。

かやうに着眼點の相違するのは、其の國情が然らしむるのである。ドイツでは國家意識の中で社會意識をも説かうとし、アメリカでは社會意識の中で國家意識（或は政府意識）を説かうとするのである。

我が國では、公民教育は國民教育の一部面であつて、公民は國民の公共生活にたづさばる場合の異名にすぎないのであるから、公共生活といふ場合でも國民としての生活と見るべきである。我が國民教育と云ふ場合に、國家をたゞ政治的な意味ばかりに解して、政治の組織とのみにとるのは當たらぬ。尙ほ私共の

こゝで一つ注意したいと思ふのは、従來我が國の傳統的な傾向として、忠孝の徳が重んぜられる結果、とかく家庭と國家といふことが強く、その中間の社會生活がとかく弱く取り扱はれる傾向がある。公民教育はその方面をも強調するものである。

「公民教育は國民が家・郷土・市町村・社會・國家・世界等の公共生活を完うするため、公共生活の組織機能・道德等に關する實際的の知識を授け、同時にそれらの公共生活を完うする品性を陶冶するところの、國民教育の一方面である」

二 公民教育の目的

前節に述べた公民教育の意義の中にも、既に公民教育の目的が示されてをるが、公民教育の目的は、一言にして云へば、理想的な公民を養成することにある。しからば、理想的な公民とは如何なる資格を有するものかと云へば、

第一に、公共生活の何たるやの明確なる知識を有する必要がある、少しく

と成員との關係について、合理的な解釋をなし、成員の道徳的責務を徹底的に目覺してゐることが必要である。

第三には、以上にのべた公共生活の目的・組織・機能の知識及び公民としての道徳の知識を所有してゐても、それだけでは、單に公民として必要な知識の所有者たるに過ぎないのであるから、まだ理想的な公民ではあり得ない。更にそれらの知識を行に訴へねば止まない所の強い情意の所有者たることが必要である。換言すれば、公民としての品性の備はつた人であることが必要である。例へば自治・協同・公正・犠牲等の諸徳を具へた人格たることが必要である。

以上列舉したやうな諸條件を具備した所の人格は、理想的な公民であつてかゝる公民を養成することが公民教育の目的である。

勿論公民たる個人は、身體が健全であつて、藝術とか宗教とかの方面にゆたかな感情を有することも必要であれば、自然科学や文化科學に關する知識を具備することも必要であるが、公民教育プロパーな目的といふ場合には以上に列舉

した點を以て本質的なものとせねばならぬ。

第五章 公民教育の性質

公民教育は、教育的見地から見て、如何なる性質のものであるか。これを明かにすることは、公民教育を取り扱ふ人にとつては、甚だ緊要のことである。又一面から見れば、公民教育の長所短所を知ることが、公民教育の効果を全からしめる上からいつても、大切なことであり、且つ公民教育に對する過大な要求をすることをも之によつて避けることが出来る。世には、新しき主張とさへあれば、盲目的に之を謳歌讚美して、全く批判の豫猶を持たない弊がある。此の弊を去つて、公民教育の正しき見解を立て、公民教育の真正な任務を完ふする上にも、公民教育の性質を考察することは、重要なことに屬する。

一 公民教育は實際主義的なり

教育主義には、理想主義的なるものと、實際主義的なるものとある。理想主義の教育説は、人間の精神生活たる道徳・藝術・宗教等の方面の完成を以つて、教育理想なりとするものであり、實際主義の教育説は、實際生活に役立つところの人間を作ることを理想とするものである。公民教育は、社會國家の公共生活に處して、實際に有用なる人を作るにあるのである。社會・政治・經濟に關する實際的知識を授け、徳操を涵養することが、公民教育の内容の大部分をなすに見ても、それが實際主義的なものであることが明である。私は先づ實際主義の教育について論評を試み、然る後に公民教育について考察を進めて見たいと思ふのである。

實際主義の教育思潮は、概して經驗主義を尊重する英米に於て行はれてゐる。試みに二三の代表的意見をあげて見ると、功利主義の主張者たるジョン・ロック John Locke は教育の目的は知體徳の練磨をなし、世に處して有用なる人を作るにあると主張した。此の考は英國國民がゼントルマンの養成を教育の主眼とする思想をよく表明してゐるものといつてよい。又スペンサー Spencer は教育の

目的は完全なる生活の準備をなすにありとし、それには科學知識を授けるとが最も重要であるとしてゐる。又米に於けるブラグマチズム Pragmatism の主張者として有名なデューエー John Dewey は教育の目的は社會狀態に對する調整である。學校教育は社會的見地に立つて、實際に適應し得るやう施されねばならぬと主張してゐる。又デューエー等の影響を受けた獨のケルシエンシユタイナーが實際主義的な教育を主張してゐる。氏は公民教育の熱心なる主張者の一人として有名であるが、其の教育主張は國家有用の人材を作ると云ふに歸着し職業教育を高調する。

右述ぶるが如く、實際的教育思潮は實際生活本位、實用本位であつて、功利主義實用主義に基調するものと云へる。而して、之等の思潮は、現實の生活を尊重して之に適する人間を作ることと主張するものである。勿論現實生活に於ける衣食住、或は習慣、法律、制度、技藝等の實際的價値を輕視することは不當であるが、しかし、人間にはそれらに對し精神生活がある。即ち道德、宗教、藝術等の精神價

値を欲する要求がある。もし、人がたゞ職業人、政治人、經濟人たるのみであつたならば、これは片輪の人間である。或る意味に於ては、低級な人間である。道德、宗教、藝術に對する精神生活を味はひ得る人であつて、うるほひのある、ゆつたりとした人間味の豊かな人であり得る。現代のやうに、權力地位の獲得に没頭する政治人、富の獨占到に汲々たる經濟人の多いことは、實に現代社會をして素漠たらしめてゐる。それが職業であれ、政治であれ、經濟であれ、何れにしても、たゞ現實の生活を追ふことのみで耽るときは、生存競争適者生存が人生の原則となり、人生は苦闘となり、修羅場となるであらう。これ畢竟、人が道德、宗教、藝術等の精神生活を忘れるがためである。それ故に精神生活を力説する理想主義的教育思潮にも、亦一面の眞理を認めなければならぬ。

さて公民教育は如何なるものかと云へば、實際主義に立つものと云つて差し支へない。それは公共生活を完からしめることを主眼とし、特に政治、經濟の實際運営にたづさはるに充分なる資格ある國民を作るにあるのであるから、明か

に現實の社會國家生活を本位として考へる思潮に立脚してゐる。従がつて、道徳・宗教・藝術等の精神生活に關する方面とは、甚だ縁の遠いものである。勿論公民教育でも、道徳を涵養することを考へるのであるから、道徳教育の一面であるにしても、全面的な道徳教育といふことは出來ぬ。されば公民教育を主張するに當つては、宜しく此等の方面にも着眼して、公民教育が教育上分擔すべき當然の部面あることに想到して、理想主義の教育と相俟たしめねばならぬ。もし公民教育を過大視して、それが萬能を振り廻すならば、大なる弊害を齎らすものであることを思はねばならぬ。世の公民教育を主張する者多くは、公民教育を我田引水的に力説するに傾き、他を顧みざるの弊のあるのは、甚だ遺憾とせざるを得ない。思ふに公民教育には、それ相應の分野と使命があるので、それ以上に之を誇張することは、決して公民教育自身のためから云つても、よからぬことであり、且つ廣い教育の立場から見ても、ゆるされぬことである。公民教育を主張するものは、他面に、道徳教育・宗教教育・藝術教育のあることを念頭におき、之等と相俟

つて進むべきである。かくてこそ初めてその使命をよく果し得ると思ふのである。

二 公民教育は社會本位的なり

公民教育が實際主義的なることについては、上節に述べたところであるが、公民教育は又著しく社會的教育思潮を背景としてゐる。此點に關しても、又一通りの考察をとけて、公民教育を主張するに當つての注意を喚起する必要がある。教育説には、個人主義的と社會主義的との對立する二説がある。個人主義的の教育説といふのは、個人を絶對價値の實在となし、個人の發展完成を企圖するもので、個性を尊重し、その自由なる發揮を以つて教育の目的とするものである。この思想は、歐洲文藝復興以後盛となつたもので、其の最も極端な主張者として、ルソー Rousseau ニーチエ Nietzsche などがある。ルソーの説くところによると、文明は人間墮落の産物であつて、現世は腐敗墮落せるものである。人は宜しく自

然に歸らなければならぬ。夫故に、教育を施すには、傳統的な文明を有する現代社會から分離して、人間が神から得たところの人間の本性そのまゝを發揮せしめねばならぬ。而して、人間性の中の最も貴重なるものは理性であるから、理性を啓發することは、人の人たる所以の價値を發揮する所以であつて、教育の目的はこゝに存すると云ふやうに主張した。かやうにルソーは社會を呪つてをる。

ニーチエも亦極端な個人主義の考をもつてゐた。彼の超人 *Über Mensch* の思想がそれである。彼は人間は不平等なものだと考へ、各個人はその價値を極度に發展せしめねばならぬ。そうして、その中の最も傑出した人間が所謂超人である。この超人が一般民衆の上に立つて之を指導し歴史を作つて行くといふやうに、極めて積極的肯定的な個性發展主義を説いてをる。

かやうな思想からは個人を社會に適應せしめるといふやうな教育の考は出て來ない。

右の如き個人主義に對して、社會主義的な思想がある。即ち、教育は社會の進

歩發展を理想として行はれなければならぬとする。そこで個人の社會性を極力助長して、之に有害な利己排他心を矯正し、協同心、公共心、犠牲の精神等を力説する。従て個人の自發性を自由に發揮することを理想とする個人主義とは、相容れないことになる。ドイツのフイヒテ *Fichte* の國家主義の思想や、ゲルシエンシュタイナーの公民教育に於ける思想は、この種のものである。又ナトルプ *Natorp* とか、ベルゲマン *Bergemann* 等の如き社會的教育學者の主張にも見へる。ナトルプによると、教育の目的は社會の影響によつて、個人の意志活動を陶冶し、個性や狹隘な主觀を超越し、意志を社會的に發展せしめることに存するといふやうに主張してゐる。又ベルゲマンによると、個人は生れながら社會の中に隸屬してゐるもので、個人は社會を離れて存在することは出來ないものである。個人は社會の目的を達する手段としてのみ存在するものであるといふやうに、中々極端なことを云つてゐる。又アメリカのデュエーなども、社會生活を學校教育の基礎とせんければならぬとしてゐるから、一種の社會主義的な教育説と

見ることが出来る。

以上述べたやうに、個人主義と社會主義との二様の見方が教育に下されるのであるが、畢竟何れも楯の一面のみを見て、他面を忘れた思想である。元來個人と社會とは、人間生活を部分的に見るのと、全體的に見るのとの見方の相違で、人間生活そのものは一つしかない。個人と社會とは同時一體相即不離なもので、一方を捨て、他は存立し得ない。個人あつての社會社會あつての個人である。個人は社會の中にあつて生存しつゝ、しかもその力によつて社會を發展せしめてゐる。それ故に、社會を尊重すると同時に、個人を尊重せねばならぬ。故に、兩主義は、之を併せ探つて、初めて完全なる教育思潮を構成し得る。

さて、公民教育は、何れの思潮に立脚するかといふに、其の發達の徑路から云つて、又公民教育其のものゝ主張から見て、社會的教育思潮の上に立つと云へる。公民教育を主張する人々の云つてゐる所を見ると、社會完成の爲にとか、社會公共の生活を完ふせしめる爲にとか云ふやうな語が公民教育の目的として主張せ

られ、又公民教育の内容として、國家的・社會的自覺を旺盛にすることとか、公正協同の精神を養ふこととか云はれてゐる。之等に見ても、公民教育は、社會的見地に立つ教育である。

是に於てか、公民教育を主張するに當つては、その反面に個人的な教育思潮も存在して、個性の自由なる發揮を考へる方面にも、教育の大切な部面のあることを忘れてはならぬ。公民教育萬能論に偏すると、人を社會的に教育するとのみが教育全部であるかのやうな偏見に陥り易い。之を二三の簡単な例によつて説明するならば、公民教育によつては、人の發明發見の能力を助長し、發揮せしめることは出来ぬ。又宗教や藝術に對する個性の芽生えに對して、何等の積極的影響も與へない。しかるに、教育の仕事は、かゝる方面にも手が下されなければならぬ。かやうな次第であるから、公民教育を不當に誇張することは、教育を害することになる。それ故に、公民教育主張者は、よく公民教育の教育上に於ける地位を自覺してゐなければならぬ。

以上述ぶるところによつて、公民教育の性質を論じ、併せて教育一般に於ける公民教育の位置、并にその範圍を限定して、公民教育の使命の奈邊に存するやを明かにした。

近時、公民教育の高調せられつゝあるに當つては、稍もすれば公民教育主張者の中には、公民教育が教育の全部であるかの如くに力説するものがあつて、所謂最負の引き倒をなして、自ら悟らざる憾がある。私が叙上の如き論をすれば、公民教育の出端を折る者、公民教育の異端者といふやうに誤解する人がないとも限らぬ。しかし、私は年來公民教育の必要を認めてをる一人である。さればこそ公民教育のために辯護せんとして、此の論をなす者である。たゞ一時の流行として、線香花火式に公民教育を論ずるならば、商賣人の廣告的方法で宣傳すればよいかも知れない。しかし、私は眞に公民教育の重要を認める者であつて、公民教育に確固たる合理的な根據を與へ、將來益々それが進歩發展を遂けしめねばならぬと希望して止まない者である。それ故に、私は廣告的又宣傳的な方法

によつて、公民教育を主張することを、殊に避けたいと思つてゐる。この點は、特に私の讀者に對して考慮を願つておく事柄である。

三 公民教育と國民教育

公民教育を論ずるには、從來用ひられて來たところの國民教育とそれが如何なる關係にあるかを明かにすることが肝要である。この點に關しては、公民教育の意義の題下に少しく取り扱つておいたのであるが、こゝでは、更に詳細に亘つて、之を検討して見たいと思ふ。

國民教育なる語は、從來狹廣二様に解せられてをる。先づ狹義の國民教育から考察するに、これは國家が國民に對して強制的に課するところの、尋常小學校の義務教育を指して云ふのである。次に廣義の國民教育とは、凡て國家が必要と認めて、之を行ひ又は行ふことを認むる所の教育は、之を國民教育と云つてよい。この見地から見れば、小學校は國民教育の基礎をなす最初の段階である。

試みに小學校令第一條に、

小學校ハ兒童身體ノ發育ニ留意シ、道德教育及國民教育ノ基礎。並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。

とあつて、明かに「國民教育ノ基礎」なる句を用ひてある。故に、この上に位する教育も國民教育とすることが、反面に表はれてゐる。次に、最高學府たる大學令はどうかといふに、國民教育といふ語はないが、たしかに文面にその意が含まれてゐる。

大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ、並ニ其ノ蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ、兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス。

右の文中環點を施したる部分は、國家的色彩を鮮明にしたものであつて、確かに國民教育の最高教育なることを、暗に示したものと云ふことが出来る。

然らば、國民教育は狭廣の何れの意味に解するが妥當であるかと云へば、勿論

廣義に解すべきである。一體國民教育は、國家が其の獨立發展進歩を目的として、之を實現せんがために、國民に施す教育であるから、單に學校の種類や程度によつて、之を區別すべき筈のものではないのである。

然らば、國民教育の内容は如何といふに、教育勅語に示されたる所によつて明である。「學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ」とあるは、國民教育の重要な任務を御示になつたものである。之は小學より大學に至るまで、共通普遍なる教育の原則である。特に「智能ヲ啓發シ」とある智能は、智識技能であつて、智識には低度から高度までの凡てを、又あらゆる學問即ち法律・政治・經濟・地理・歴史・自然科學等凡てを包抱し、技能は小學校に於ける手工・圖畫の如きものから、大學の農科・工科の如き高度の技能まで、全部を包含するものと解せねばならぬ。又「徳器ヲ成就シ」とある徳器は、道徳品性であつて、下は小學校に於ける教育から、上は大學までに亘つて行はるべき性質のものである。大學令に「人格ノ陶冶」の語の見えるのは、之を表明したものと云へる。

又教育勅語の中には家庭・社會・國家等に亘つてのことが述べられてある。家庭に就いては、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」とあり、社會に就いては、「朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ」又「公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」とあり、國家に就いては、「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ」とあるを見れば明である。

國民教育の内容を、以上の如く教育勅語によつて考ふるならば、家庭人としても、社會人としても國民としても、凡てを内容とするものであり、且つ知識技能のあらゆるものを包括してゐると解せねばならぬ。

それ故に、國民教育を徹底せしむるならば、公共生活のことも、政治經濟の實際に關することも、一切の知識技能を啓發し、徳器を成就せねばならぬのである。従つて、國民教育の中には、市町村公民としての知識徳器もはいつてをり、立憲思想及立憲道德もはいつてをる。これらは、今日公民教育によつて力説せらるゝ方面であるが、これは既に國民教育の中に取り入れられてゐる。小學校の修身

書や讀本、中等學校の修身、法制經濟等には、多分に公民教育の要求する所の知識が教授せられ、且つ之等に關する徳操の涵養も決して等閑視されてゐた譯ではない。故に、公民教育は既に國民教育の中で施されて來たのであつて、決して新しいものではない。

かやうに論ずると、公民教育は國民教育の中で當然爲すべきものゝ一側面である。しかば、何故公民教育などゝ事新しく主張するかとの疑問が起る。それは國民教育が當然爲すべきであつたにかゝはらず、比較的効果をあげてをらず、しかも時代の變遷がその方面の教育を甚だ必要とするに至つた事情がある。そこで、國民教育中の公共生活、政治經濟に關する方面の教育を、特に公民教育の部面として充實し、その要求を充たせようとするに至つたのである。かやうに公民教育は國民教育の一部分を特に力説高調する必要上起つたものである。従つて、公民教育は國民教育内のものであつて、且つ目的とする所も國民教育の目的以外に出るものではない。

四 公民道德と國民道德

公民教育の主張と共に、公民道德なる語が使用せられてゐる。從來國民道德なる語が使用せられてゐるに對し、何か特別に新しい道德が出来たかのやうに誤解され易い。そこで公民道德は國民道德と如何なる關係を有するのであるか、之を一應考察する必要がある。

先づ國民道德とは如何なる意義のものであるかを明かにする必要がある。國民道德の意義に關しては、幾多の人が意見を立てゝをるが、畢竟するに、國民の守るべき道德である、と云へば最も妥當であるやうに思ふ。而して國民といふ語の解釋は國家に對して、法律上の意味に於ける國民といふやうな狹義に解せず、我が國で古來使ひ慣らされて來た様な廣い意味の國民と解せねばならぬ。さやうに解すると、國民道德は教育勅語に仰せられたところの個人として、家庭人として社會人として、國家人として、乃至世界人としての凡ての方面を包容す

る道德である。たゞこゝに一つ注意すべきは、國民道德は國民たるものゝ守るべき道德であるから、國家の建國の事情發達の歴史、國民性等を異にするに従つて、そこに具體的な特殊なものが現はれて來る。従つて、日本とアメリカでは國民道德の内容に相違があるのは、當然のことゝ云はなければならぬ。かやうに國民道德は國家の特殊性によつて、モディファイされるから、國を異にするによつて、其の趣を異にせねばならぬのであるが、しかし、其の内容には共通なこともある。例へば、我が國で選舉の公正を守らねばならぬと云ふことは、アメリカでもイギリスでも國民として同様であるが如きである。けれども、我が國で「天壤無窮の皇運を扶翼し奉る」といふ道德は、世界何れの國民道德の中にも見出すことは出来ぬ。國民道德の特質といふのは、かゝる方面を指すのである。

何れの國民道德に於ても、道德上善の實現を目的とするにあることは、古今東西異なることはないが、國家の特殊なる事情によつて、その實踐の仕方に相違が起る所に、國民道德の特性の差が生ずる譯である。

しかし日本の國民道德と云つた場合に、外國に無い道德のみを集めて、それに名づけたのではない。左様な狭い意味に解するのは偏狹な考である。私共は日本の國民道德といつた場合には、日本國民の守るべき道德であつて、日本特有の忠君愛國忠孝一本の道德は勿論、苟も國民として守るべき道德は、外人との交際に關する道德でも、矢張り國民道德と考ふべきものであると思ふ。

しかるに世の中には、國民道德を、昔のまゝの神道とか、武士道とか、儒教とか、云ふ、舊い道德を指すものゝ如くに考へ、國民道德の主張は、徒らに化石した舊道德の墨守であつて、頑迷固陋な保守的退歩的な道德であるかのやうに誤解してゐる人が、可成りに多いかに見受ける。かゝる誤解は、私共の主張するところの國民道德とは、餘程違つたものを指してゐるので、私共はかゝる誤解を取り去つて、國民道德の眞の意味を世人に理解せしめねばならぬと考へてゐるものである。

一體何故に國民道德を左様に誤解するやうになつたかと云ふに、たしかに、そ

こに歴史的の理由がある。抑國民道德の主張の初めて起つたのは、西村茂樹氏が明治二十年前後からして、日本舊道德を鼓吹したにある。當時、歐米思想に心酔して、我國固有の良風美俗を破棄せんとする傾向に對して起つた反動的運動の一つで、それは一種の國粹保存主義と見ることが出来る。かやうに國民道德の高調せられた起源は、進歩主義に對する保守主義として、舊道德の鼓吹にあつたから、國民道德は、舊道德であるとの思想を醸成したのである。その後、穂積八束博士も、亦同様の意味の國民道德を鼓吹せられた。かやうな譯で、國民道德は舊道德のことを意味するかのやうに、傳統的に誤解せられ、主として官學者によつて、所謂御用道德として普及せられたやうな傾向もある。そこで、新しい思想家等は、國民道德即ち舊道德、國民道德學者即ち道學者腐儒なりとして之を蔑視し、青年も亦之に對して面を反けるの惡風を馴致するに至つた。私共は國民道德のために甚だ遺憾に堪えない。

私共の國民道德觀では、一部の新思想家が誤解してゐるやうに、國民道德を舊

道德とは考へぬ。實に國民道德は時代の新運に伴つて、創造發展する道德である。勿論其の中には傳統的な要素をも含むでをる。さりながら、傳統そのものが凡て生命なきものではない。國家生活の本質上、その根本基調となるものは、飽くまでも傳統を尊重せねばならぬ。例へば、我が國體の精華を發揮すべき道德は國民道德の中心をなすものであるが、之は時代の進歩と共に變るべき筈がない。かやうに、傳統の重んずべきを重んじ、改善すべきを改善して、時代と共に創造發展するところの我等の道德そのものが國民道德である。

かやうな國民道德觀の上に立つときは、國民道德は、日に新にして日々にならざるべき生きた現實の我々國民の守るべき道德であつて、個人として、家庭人として、國家人として、世界人としての機能を發揮する全面に亘つての道德である。かく解すると、公民道德なるものは、國民道德と如何なる關係を有するか。思ふに、公民道德は、社會・政治・經濟等の方面に於ける、從來國民道德の力の入れ方が充分でなかつたところから、夫に應じて起つたものである。故に、公民道德は國民

道德の一面であるに過ぎない。従つて國民道德が充實されるならば、公民道德の**入るべき餘地は決して存在しないものである**。それ故に、國民道德に對して、別に公民道德なるものが對立する譯ではなく、國民道德の一面を高調するため、に起つた時代的な語である。この意味に於て、私共は公民道德なる語の存立を肯定するが、國民道德の本質から見れば別に公民道德なる新語のあるのは世の誤解を招き易く、餘り感服出來ないのである。故に私共は飽くまでも國民道德と公民道德との關係について、誤解なからむことを切望して此の項を結ぶ。

第六章 公民科の問題

一 公民教育の教授

公民教育が存立の意義を有する以上は、之を實際に具體化するために、當然方法論が起つて来る。即ち如何にして公民教育の目的を達成すべきかの問題である。而してこの問題は、一般教育學の原理から演繹して教授と訓練とに配して考へるのが至當である。

公民教育の方法の一面としての教授は、如何にして之を行ふべきかを考へて見たい。教授は云ふまでもなく、主として知識技能を授ける作用であつて、直に教材・教科の問題が起つて来る。而して、これは一度公民教育の目的に立ち歸つて、之から割り出すことが當然である。

「公民教育は國民教育の一部面であつて、國民をして公共生活を完うせしむる

に必要な實際的知識を與へ、同時に徳操を涵養するにある。」

右の目的觀からして、教材は公共生活に關する教材、政治經濟に關する教材が、選擇排列されねばならぬ。而して、これらの教材は、從來の國民教育の中で、特に小學校中學校に於ては、既に多くの教科の中に取り入れられてをる。小學校に於ては、修身科國語科地理歴史科等に於て、中等學校では、修身科法制經濟科地理歴史科に於て見ることが出来る。それ故に、公民教育の要求する教材は、從來の教科中に部分的に包含せられてゐるからして、公民教育の教授を行ふには、これらの教科に於て、分擔的に行へばよいこととなる。既に再三述べたやうに、公民教育は國民教育の一部面であるから、從來の國民教育の中で既に公民教育の教授を行つて來てゐるのは、むしろ當然のことである。

然るに公民教育の高調と共に、公民科なる新しき教科の特設を必要とする所以は何れにあるか。この問題は、次節に於て述べるであらう。

二 公民科存在の理由

右に述べるが如く、公民教育が教授上取り扱はんとする教材は、既に従來の國民教育中の各教科に分散してゐるのである。そこで公民教育の要求するやうな有力な教授が出来ない。その最もよい證據は、従來の國民教育が公民教育を施ししながら、充分にその効果をあげてゐないのに見て明かである。是に於てか、従來各教科の中に分散しておつた教材を、公民教育の目的の見地から一括して、一つの教科となし、充分に公民教育の教授の効果をあげなければならぬといふ要求が起つて來たのである。

元來教材の選擇教科の區分は、決して固定的なものであつてはならぬ。教材の選擇は、其の教材が人生にとつて如何に價値あるかとの社會的標準と、他の一つには被教育者の心身發達の程度に合するものであるか否かの心理的標準と

から考察して行はねばならぬ。従つて社會の變遷時代の要求、國家の要求の如何に従つて、たえず改善せられねばならぬ。

教科は教材の性質の上から、之を分類して同種の教材を一括するところから生ずるものである。而して教科の選擇も亦一般教材の選擇と同様の標準によるべきものである。然るに國家が經營する教育に於ては、一旦選擇せられたる教科は、因襲的の隨力によつて容易に改廢せられ悪い傾向をもつてゐる。しかし、これは教育の理論から云へば宜敷くないことである。私共は、今日の學校教育に於て、教科の種類・内容・時間數・學年に對する配當等に於て、幾多の改善せらるべきものあることを感じてゐる者である。

公民科は時代の要求によつて促されたる新しい教科である。私共は右に述べた理由からして、公民科の特設といふことには賛意を表する者である。曩に文部省で實業補習學校に公民科を特設することに決定し、其の教授要綱まで發表したことは、時代の進運に伴なふ最も適當の處理と云はなければならぬ。

公民科は、今後中等教育に於ても特設せられねばならぬと信するが、之に對しては、一部に反對論者もあつて、急に實施するに至らぬことと思ふ。反對論は、修身科との關係に於て、最も著しく主張される。

三 公民科反對論

公民科に反對する論の一つは、公民教育は國民教育の一部であるから、國民教育を徹底せしむれば當然なし得ることである。されば、公民教育など云ふ特別なものを新た唱へる必要はない。従つて、公民科なる新しい教科を設ける必要もないのである。

成る程この論にも一應の理窟がある。私共も此種の論者と同様に、公民教育は國民教育の一部分に外ならぬと考へる。されば現今の公民科が要求するやうな事柄は、修身科、法制經濟科、歴史科などの中に包括されてゐたものであるから、従來の教科をそのままにして、特にそれらの中の公民的教材を有効に

教授すればよいではないかとの議論も立つ。なるほど理窟の上から見れば、これも首肯せられぬではない。

しかしながら、今日特に公民教育が要求せられる以上、之を充分に徹底せしむるためには、各教科の中で、少しづつ分割して取り扱はれた教材を特に一科に集めて之を公民科として課することは、其の効果をあぐる點に於て、従來通りにやるよりも遙かに優るであらうことは、最も見易い事理である。

左様な次第であるから、苟も従來の國民教育に缺陷を認め、公民教育の要求に意義を認める以上、公民科なる特別の教科を設けて、その要求を充たすことは、最も必要とせんければならぬ。

又或る反對論者は、公民教育の必要を認めるけれども、公民科を特設するの必要なく、之を修身科に包括して行ふを理想とするものである。この種の論は、中等教育界の一部に主張せらるゝものである。次にこの論の要點を述べて批評を試みようと思ふ。

修身科は國民生活の根本理想を立て、之を本として、國民生活の各方面に於ける心得を系統的に體得せしめることを目的とするものであつて、今日公民思想として養成しようとするやうなことは、修身科の中に含まれて居る。小學校の修身書や、中等學校の修身書の中に、公民的教材が澤山取り入れてある。それ故に今一層研究を積んで之が改善を計れば良い。從來の修身科の教授に、公民思想の養成が不充分であつたことは事實であるが、それは、修身科の本質が公民思想の養成に不適當と云ふのではなく、むしろ、それは一つには修身科に於て其の方面が充分研究せられてゐないこと、二つには修身科が毎週小學校で二時間中等學校で一時間といふやうな、僅少な時間を以てしては、有効に取り扱ふことが出来なかつた事情にもよる。それ故に、若し修身科に於て、更に公民的教材の研究を進め、且つ適當に教授時數を増加し得るならば、國民生活の根本義から、公民思想を啓發して行くことが出来て、公民科の要求するところを充分に發揮し得るから、公民科を特設するの必要はない。かやうに論ずるのである。

右に對して私共の意見を述べて見よう。この論者は公民科の内容について、大に私共と見解を異にするではないかと思ふ。公民科の内容如何によつては、前記の如く、修身科の中に包攝し得るかも知れぬが、私共の要求する公民科の内容は社會・政治・經濟に關する多分の知識を含むものである。それらの知識を修身科で授けるといふことは、修身科の本質から云ふと餘程お門違ひのことである。之を一つ他の學科との關係に換へて例證するならば、修身科で衛生のことを教へるからといふので、修身科に生理學を包攝すると云ふことは如何であらうか。又修身科で忠臣孝子のことを教へるから、歴史を修身科に取り入れると云ふことはどうであらうか。恐らくこれらの議論に賛成する人はなからうと思ふ。元來廣い教育の立場から論ずると、教育の目的を達するために、自然人生から教材を選択し便宜のためそれらの教材を種類別して教科目の分類をなすのである。それ故に教科相互は、密接なる關係を有するので、修身科は他の教科と密接な關係を持つてゐる。その關係を力説して、凡ての教材を修身科に引き

付けて、修身科に統一すると云ふことは、ヘルバルト流に、教育の目的を品性陶冶のみにあるとする偏頗な主義を固守しようとする論で、私共は到底賛成出来ないものである。公民科は勿論修身科と密接なる関係はあるであらう。さりながら、公民としての諸種の知識を授けるところに、修身科と獨立すべき意義を持つてゐる。たゞ公民科に於て公民としての徳操を涵養するといふ點に、修身科との大なる交渉を持つてゐるが、それは歴史が修身と密接な交渉を持つてゐるのと類似のものである。要するに、公民科を修身科に包攝する考は、私共の要求してゐる公民科の内容よりは、遙かに狭いものであり、組織制度などの知識は成るべく除外して、公民思想を作ればよいといふやうに、道徳方面のみを見てをるやうである。以上の見解から、私共は公民教育を徹底せしむるためには公民科の特設を必要であると考へる。

尙ほこの外に、修身科包攝案の主張者の公民科特設に反對する理由は、修身科と公民科とを併せて一體系となし得るものを、わざ／＼二つの教科にすること、は、今日の如く教科を整理し、簡單化することを必要とする時代に逆行するものであると云ふ意見もある。

しかし、この議論は、前提として、修身科に公民科を統一し得るものと考へてのことである。私共のやうに、この前提が無理なものであると認める者にとつては、如何に教科の整理簡單化が要求せらるゝと云ふも、時代の變遷に伴なつて必要とあれば、之を増加することが教育の目的に副ふ所以であることを信ずる。それ故に、この點に關しても亦反對せざるを得ない。

かやうに、私共は、修身科に公民科を包攝することには反對する者である。然らば、此兩科を並立せしむるとき、之を如何に取り扱ふべきかは、後節に述べるであらう。

四 小學校と公民科

小學校に於て公民教育の必要なることは論ずるを要しない。事實從來も修

身、國語、歴史等の教科に於て教授したところである。さりながら、今後一層の効果をあげるためには、多くの工夫と努力とを要するものがあると思ふ。

たゞこゝで私共の感ずることは、小學校時代は生徒の年齢が甚だ低く、従つて社會意識がまだ甚だしく低度にある。故に、補習學校や中等學校の生徒に望むが如きことを望むことは、全く不當なことゝ謂はなければならぬ。私一個の考では尋常小學六年に於て、帝國議會のことなどを教授しても、彼等には全く別世界のことを聞く如く、極めて興味のないものに感ぜられるやうに思はれる。アメリカなどでは、近頃 Community Civics として課せられてゐるが、それは出来るだけ生徒に直接した家庭郷土の如き環境を公民科に於て力説するといふ意味から來たやうである。私も此の傾向は、たしかに我が國でも重要視すべきだと考へてゐる。

小學校に公民科を設けるがよいか否かとの問題については、私共の考では特に設ける必要はあるまいと思ふ。従來の如く、修身科、國語科、歴史科等に於て合同的に公民教育に力を入れることでよいかと思ふ。之はフランスのやつてゐる方法であつて、最も良案であるかと思ふ。例へば小學校では物理化學博物學等を理科として取り扱ひ、中等學校に至つてそれらを分科とするが如くに公民科の獨立は小學校以上であるのが合理的であると思ふ。此と同理で、公民科も更に専門教育では、政治、法律、經濟、社會倫理等の各科に區分せらるべきものである。

かやうな譯で、小學校に於ては、公民科を特設することなく、公民教材を有する各科に於て取り扱ふ程度で充分であるかと思ふ。しかし、その方法でやるにしても、従來の教材の内容について改善を要するのは勿論、教授上にも公民教育的色彩を一層濃厚にすることが必要である。之等の點については、今後大に教育者の考究を要することである。

こゝで私の述べたいのは、小學校に於ても、公民教育の重要なことを認めるが、公民科を設けるの必要を認めないといふことに過ぎないのである。

五 補習學校と公民科

元來實業補習教育は、公民教育と職業教育とを二大眼目とするものであつて、小學校や中學校が基礎教育を主目的とするのとは、その教育的色彩を根本的に異にするものがある。それ故に、公民教育の力を注がれる點も、大に補習教育にある。従つて、文部當局の最近の意見が、新聞に報導せられてゐるものを見ても、義務教育年限延長を後廻しとし、とりあへず補習教育并に社會教育に於て公民教育を振興することに努力するやに見える。勿論義務教育年限延長も、理想から見て大切なことには相違ないが、今日の我國に於ける中央地方の財政上之を許さぬ事情があるとすれば、差し當つて補習教育社會教育に公民教育を振興することは、蓋し策の得たるものであると思はれる。此の政策については、私共も賛意を表するものである。しかも補習學校に於ける公民教育振興については、二三年前より文部當局の努力しつゝあるところであつて、既にその實施についても、具體的な方案が立てられてゐる今日に於ては、私共は愈益之が貫徹を希望

して止まざるものである。

補習學校に於て課すべき公民科については、既に其の教授要綱が公布せられてゐるから、大體に於て其の準據すべきところが明かとなつてゐる次第である。従つて、中等學校に於けるが如く、公民科を如何にすべきかといふ問題は、解決がついてゐる。しかしながら、その要綱なるものは、極めて一般的な標準を示したに過ぎないものであるから、それが實施上の取り扱は、教育者その人に待つところが大である。即ち公民科を活用して、其の効果をあぐることは、教育者其の人の努力によるの外はない。而して、補習教育は我が國に於ける公民科の魁であるだけに、補習學校教育者諸君の努力如何は、直に公民科の効果如何を測定するバロメーターとなるべきものであるから、私共は此方面に多大の期待をかけてゐるものである。

公民科の教授には、教科書が使用せられるのであるが、教科書は何れの地方にも適するやう編纂されてゐるものであるから、之を地方の實際生徒の環境とよ

く調和せしめて之を活用することを忘れてはならぬ。單に國語科のやうに公民教科書の解釋で以つて足れりとするならば、それは公民教育の使命の極めて一部分を果すに過ぎないものであることを思はねばならぬ。

六 中等學校と公民科

中等學校に於いて、公民教育を徹底せしむるために、公民科を特設すべきや否やの問題は、未だ輿論が確定してゐない。中には、まだ公民科の特設に反對する人々もある。しかし全國中學校長協會で公民科の必要なことを認めて、その研究をなせるやに聞き、又ある所では公民科を課してゐるといふから、中等學校にも漸次公民教育熱が高まり、公民科の特設を見るに至るであらうと思はれる。昨年十一月、嘉納治五郎氏を會長とする中等教育會の主催した、全國中等學校教員修身及訓育協議會に於ける協議題の一つに、中等學校に於ける公民教育の方案如何といふのがあつて、議論が沸騰したが反對論の要點は、

一、公民教育は修身・法制經濟・地理・歴史等の諸科に於て施こせばよいから、公民科を特設するの必要はない。

二、修身科に於て公民教育を徹底すればよいから、特に公民科を設けるの必要はない。徒らに學科を分離特設するは不可なり。

之に對する賛成者の論點は、

一、修身科だけでは、抽象的・理論的で、實際生活の方面に缺ける所があるから、公民科を特設することによつて、一層その方面の効果をあげる必要がある。

二、法制經濟科は抽象的學理的に傾き、其の効果をあげ得ないから、此際公民科として、一層實際生活に即せしめて、公民教育の効果をあげる必要がある。

長い議論は省略して、反對論賛成論の意見の要點は大體右に述べた所に歸着するやうに思はれる。そう云ふ譯で、理窟を述べると、兩論何れにも眞理はある。そこで、これは教育の實際と云ふ立場から、如何にするが最も能率があがり、効果

が多いかといふことを考へて、可否を決定せなければならぬ。私一個としては、公民科を特設することが、公民教育の効果をあげるには、最も良策であると考へるのである。

同協議會に於ては、此問題を委員附託として、原案を作成することになつたが、委員會でも又種々の議論が出たのである。その意見の相違は、

一、法制經濟科に代ふるに公民科を以てし修身科と併立させるを良策とする意見。

二、法制經濟科を廢し公民科を修身科に包攝する意見。

の二つであつて、第一案は公民科を特設することを主張するものであり、第二案は公民科を特設するの必要なしとするものである。第一案の理由とする所は大體次の諸點である。

一、従來の法制經濟科が不成績であるところに公民科の必要が起因するのであり、しかも、公民科の内容は法制經濟科の内容と一致すると多く、之を公

民教育の立場から見、實際生活に有効に教授するところに、公民科の必要があるから、此際法制經濟科に代ふるに公民科を以てするが可であるとするのである。

二、公民教育の要求を充たすために、公民科を特設することは、公民科に重みを附することになる。

三、公民科を特設するときは従來の修身科改善の刺激となる。

四、法制經濟科の教師によつて、之を擔當せしめ得るから、實施上便である。

以上の理由に對して反對の意見が立つが、それは第二案の理由によつて、代表せしめることが出来る。第二案の理由は次の如きものである。

公民科の主目的は、社會的・政治的・經濟的知識を興へ、それらの諸生活に於ける國民の徳性を涵養するにあるから、それは正に修身科に於て行ふべき性質のものである。故に公民科の教材は、修身科の中に入れて教授するのが至當である。

しかし、この意見に對して次のやうな難點があげられる。

一、右の案によると、公民的教授は稀薄なものとなつて、到底公民教育の要求に副はない。

二、又修身科に公民科を入れると、只今の所では適當な教師が得られぬ。

三、それ故に、理想としては、公民科を修身科に包攝するとしても、公民科の研究も進み、修身科の改善も行はれ、且つ適當な教師の得らるゝ迄は、公民科を獨立さすが良策である。

右の如き議論があつて、何れにも相當の理由がある。而して中等學校に於ける公民教育の問題は、今や過渡期であるから、劃一的に案を定めず、兩案の取捨を學校に一任するが、むしろよいではなからうか。但し實施案としては、不徹底のやうであるが、劃一的ならざる所に、長所があるといふので、次の如き委員會の答申案が作成せられたのである。

善良有爲なる公民の養成は、我が國民生活の現情に鑑み、極めて緊要なりと認

む、随つて公民教育は國民教育の各方面に於て、從來よりも一層之を尊重せざるべからず、而して、中等諸學校に於ける公民教育の改善を圖らんには、一方生徒に公民として必須なる社會的、政治的、經濟的の知識を與へ、且公民的責務を知らしむると共に、他方日常生活に於て公民的責務を自發的に遂行するやう生徒を訓練する必要あり。公民教育中の教授に關しては、中等學校に於ける法制、經濟科に代ふるに、公民科を以てせんとする案と、法制、經濟科を廢して、公民科の内容を修身科中に包括せしめんとする案との兩案、おれども共に、一長一短ありて、輕々しく優劣を決すべきにあらず、其の取捨は、學校の種類若しくは情況によりて、定むるを、妥當なりと認む、次に訓練に關しては、内は學校生活に於ける有らゆる機會を利用して、自發的に公民的責務を遂行せしむべく、外は家庭並に少年團、青年團、處女會其の他社會教育的施設との聯絡を密接ならしめ、生徒の全生活を公民的責務遂行の機會たらしむべし。

右目的の達成上、中等學校に於て、特に必須と認めらるゝ事項次の如し。

- 一、公民科を特設する場合には、公民科及び修身科は、成るべく同一の教師に於て之を擔任すべきこと。
- 二、各學校に於て公民科の要目を作製し教材を選択整理すべきこと。
- 三、中等諸學校に於ける公民科要目作製上の参考に資すべき材料の調査報告を、中等教育會に依頼すること。
- 四、國語及び漢文、地理、歴史等諸教科中の教材にして公民教育に資し得べき者は、努めて之を利用すべきこと。
- 五、公民的訓練に有効なる各種の施設(例へば生徒の自治的組織の如き)を更に考案完備すべきこと。

右の原案に對し、本會議に於て、賛否兩意見が發表せられたのであるが、畢竟一層具體的且つ決定的な案を得るため、翌年まで延期し、中等教育會で委員をあげて調査することになり、遂に決議を見るに至らなかつた。

以上の経過を見ても、公民科特設の問題については、中等教育界に於て、慎重に

考慮せられつゝあることが明である。何れ中等教育會に於て、詳細なる調査研究を遂げ、具體的徹底的な案が發表せらるゝことゝ信ずる。

尙ほ公民科について、文部當局の態度はどうであるかといふに、同協議會の席上、一會員の質問に對し、森岡督學官は次の如き答辯をしてをられる。

「公民教育は、確かに今日の大問題であります。従つて、實業補習學校では、修身科を公民科と稱して教授することゝしてをります。その細目は、既に發表されてをります。併し、中學校及高等女學校に於て、之を修身科中で教授するか、或は法制經濟科中で教えるか、或は諸學科課程に大變改を施すべきか、目下慎重に研究中であります。従つて此の點に就ては、文部省の意見として、確定的な御答は不可能であります」。

右によつて、文部當局に於いても、問題として研究せられつゝあることが明である。

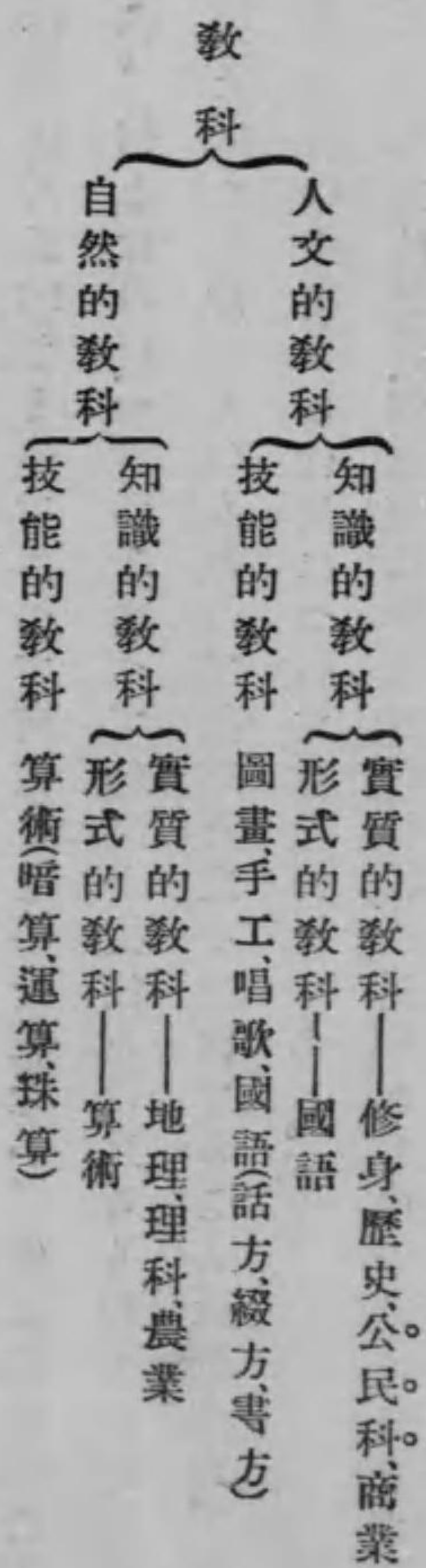
私共一個の考としては、中等學校に於いて、公民科を特設することを主張する

が、人によつて相應の意見がある次第であるから、各學校に於て、その最善と信する方案を立て、公民教育の徹底を計ることが、目下の急務であると信する。元來、我が國民性として、上から劃一的に指揮命令せられ、一も二もなくそれに従ふ風がある。これは、たしかに封建思想の遺物である。最近教育の劃一主義に反對する思潮が教育界の一部に起りつゝあるのは、誠に當然のことだと思ふ。勿論、教育上の大體に亘つては、國家が之を規定する必要があるが、凡てを劃一的にやることになれば、教育の實際に於て、自由な研究は出來ないこととなり、教育の進歩は、其のために著しく阻害されるであらう。又上から命令されたことのみを守つてを、何等の研究もせぬと云ふことは、教育者としての熱心を缺くものである。今日公民教育の必要なることが痛切に認められつゝある際に、たゞ他から案を提供せらるゝまで放任するといふことは、教育の責任を完ふするものとは云へない。故に、此の際中等學校に於ては、公民科を特設するなり、或は修身科に包攝するなり、何れかの方案を實施して、其の實施の狀況、難易効果等につ

いて相互に研究し合い、益々その方案についての改善を計り、公民教育の徹底を期すべきではないかと思ふ。徒らに依他的模倣的な態度をとつて、他から良案を示されるのを拱手して待つといふことは、甚だ私共の遺憾とするところである。

七 公民科の位置

教科の分類法については、種々の意見が提出せられてゐるが、こゝでは、我が國教育界に定論となつてゐるものについて、公民科の位置を表示すれば左の如くである。



右の分類は、人為的なものであつて、精確なものではない。實は精確な分類は出来ない。何となれば、一教科であつて、知識と技能とに亘るものもあれば、又實質と形式とにまたがるものもあつて、截然と之を配當することは出来ぬ。故に右の分類は其の主要なる性質について分けたのである。

公民科は人文的教科、知識的教科、實質的教科に屬するものと云ふことが出来る。

八 公民科の職能

公民科は公民教育の目的を達するため、に生れ出た教科であるから、その職能は公民教育の目的から演繹せらるべきものであるはいふまでもない。

既に幾度も述べたやうに、公民教育は國民教育の缺陷を補はんとして要求せらるゝに至つたもので、公民教育の目的は國民教育の目的の中に存する。公民教育は理想的國民を作るに參加することは明である。理想的國民と云へば、個

人としては心身の調和的に發達した人であり、社會的には、社會文化に貢獻し、國家の隆昌發展に貢獻する力ある人でなければならぬ。公民教育に於ては、理想國民の資格としての、公共生活的方面の充實に力を注ぐのが、その使命である。今便宜のため知情意に配して考へると、

第一に公民科に於ては、如何なる方面の知識を授けるかと云へば、公共生活の何たるかを知らしめる。即ち家庭・社會・狹義國家・國際等の團體生活の意義を知らしめ、それらの一員としての責務に關しての知識を與へる。

第二には、國家運營の一機能たる政治に關する知識を授ける。この中では、小にしては市町村の如き自治團體の政治組織、大にしては國家の政治組織に關する知識をさづけ、自治團體の公民(法律上の意味)として、國民としての權利義務を知らしめ、合せてそれらの組織を運營するに當つての道德を知らしめる。即ち立憲治下の政治道德を知らしめる。立憲國民たるに耻ぢない政治知識、道德の何たるやを知らしめるのである。

第三には、社會の一運営としての經濟に關する組織及び道德の知識を授けるのである。公共生活の一員としては、この方面の知識がなくてはならぬ。經濟は單に一身一家の現象でなく、社會國家的な共同生活の作用であるから、この方面の知識道德を涵養することは、公共生活を理解し之にたづさはつて、遺憾なくその責務を果す上に甚だ必要である。今日の思想問題や社會問題が、社會の經濟現象にからまつてゐるのを見ても分る。公共生活に於て、物質的に自他共榮を全ふするためには、經濟に關する知識道德が緊要である。

以上列擧する三大項目は、公民科の教授に於て、果さなければならぬ重要な實質的陶冶に於ける職能である。要するに公共生活の構成員として、其の責務を完ふする上に必須なる知的陶冶である。公民科の教材は、此の見地から選擇されることを要する。

次に公民科の情意的陶冶の方面を考へねばならぬ。これは、主として公民教育の方法中の訓練に於て果すべきものであるが、公民科の教授に際しても、之を

考ふるの必要がある。元來教授と訓練とは教育の方法として區別して論ぜらるゝけれども、それは研究上の便宜から來ることであつて、實際教育に於ては、教授と訓練とは、極めて密接なる關係を有するものである。従つて、教授を知識授與の作用訓練を情意的陶冶といふやうに別々なものとして考へることは、不當である。何となれば、人間精神内の知情意三要素は、密接なる有機的關係を有するものであつて、その一つを考へる場合には、同時に他の二つをも併せ考へなければ、完全に理解することは出來ないからである。

さやうな次第であるから、公民科の教授は、單なる知識の授與に止まつてはならぬ。社會公共生活の何たるか、政治經濟の何たるか、又それに於ける道德は如何等の知識を與けると同時に、之を實生活の上に實現する爲の情意的方面をも陶冶することを要する。之を一例を舉げて示すならば、選舉といふ事項を公民科に於て教授する場合に、選舉權被選舉權は如何なるものであるか、選舉の方法は如何なるものであるか、選舉の道德はどうあるべきであるかといふ様な事項

を教授したゞけでは、まだ不充分である。教育者の態度方法によつて選挙は大切なることである。選挙に當つてはかくせねばならぬ。と云ふやうな選挙に對する信念意志を植え付けると同時に、選挙について趣味を起し、政治に興味を感じるやうな感情をも起させることが必要である。かくあつてこそ、公民科の教育は生きたものとなつて来る。而して、公民科の教授に於ける情意的方面の陶冶は、訓練と相俟つて、その効果をあげ得るものたるは、論ずるまでもないことである。

要するに、公民科の職能は國民が公共生活をなすに當つて必須なる知識を授け、徳操を陶養して、國民としての責務を完ふせしめんとするために、主として實質陶冶を施すところのものであるといふことが出来る。序に参考としてアメリカに於ける公民科に對する要求を述べておかう。

ハーバート大學教授イングリシス Inglis は其の著『中等教育の原理』(Principles of secondary education)の中に次のやうに述べてゐる。

公民科はアメリカの中等學校では、十九世紀に多少試みられたのであるが、其の内容は主として州政府や國家政府の組織に關するものであつたから、公民科は Civil Government の學習といふことに解せられてゐた。所が最近に至つて、そのやうなことでは、Citizens を訓練するに不充分であると云ふことを痛切に感ずるやうになり、今日の公民科の考は、もつと廣いものに解せられ、次のやうな事柄を含む。

I. Community life (共同生活に當るか)に於ける、社會的、公民的活動に必要な要素を力説すること。

II. 政府の組織に關する單なる知識としてよりは、むしろ社會安寧に對する態度、及び活動の傾向を發展せしむることの必要を力説すること。

III. 形式的な政治活動と同様に、社會公民生活 Social-civic life の無形式的な活動をも含むやうに、公民科の内容を擴張すること。

IV. 中等學生が直接に觸れてゐるやうな、社會公民的活動 Social-civic activity を

力説することによつて、公民科を生かすこと。
等があげられてゐる。

之によつて見ると、アメリカの最初の公民科が、丁度日本の法制科の如きもので、生徒に縁遠く、且つ空疎なものであつたので、効果が擧らなかつたから、之を一層社會化實際化すべしとの要求を生ずるやうになつたことを示すもので、この點は、我が國で法制經濟科を生かして、公民科の中に入れやうとする要求と甚だよく似たものゝやうに思ふのである。

又イングリッシュは同書の中に次のやうに述べてゐる。

従來の公民科が、アメリカの中學校では、甚だ不成蹟であつたのは、次の如き理由によるのである。

- 一、抽象的な政治の學として教えられたこと、
- 二、國家及び州政府に關する廣い方面に限られたこと、
- 三、生徒の多くが、學校を去つた後中學校の上級で教えられたこと、

四、實踐方面を訓練することを閑却したこと、

以上の諸欠點を補ふために、社會公民科 *Community civics* が起るに至つた。さて社會公民科の名は、其の範圍を市町村の如き小社會に限るがためではなく、生徒の社會的環境が家庭・郷土・町・市・州・國家・人類と云ふやうに、次第に擴張せられるものであり、彼等の社會公民的接觸が、小さな單位から初まると云ふ事實から來るのである。

Community Civics は地方的社會に重心をおくものである。その故は生徒の直接經驗の範圍を重く視るからである。しかし州や國家も矢張り社會であるから、それをも範圍にとり入れる。社會公民科は、地方社會と同様に國家をも含むものである。

社會公民科の目的は、彼等の屬する社會を生徒に知らしめるのである。しかし單にその事實のみではなく、社會生活の意味、社會は何を彼にするか、どうしてそれをするか、どんな權利を成員に對して有するか、又成員はどんな義務を有

するかと云ふやうな問題をも知らしめる。此等の目的を一層特殊的に分拆して見ると、社會公民科は公民に對する訓練として生徒に次のやうな點を重んずる。

一、社會安寧の要素の意義を知らしめる。

二、社會安寧の要素を保證する政治的・意識的な社會運営を知らしめる。

三、現在及將來の公民的義務を認め、それを遂行せしめる。

かやうな見地からすると、公民科は中學校に於ける教育上有効なものである。公民科の學修は、普遍的直接的であることが明であつて、中學校に於ける全生徒に課せらるべきである。

又イングリッシュ教授は前掲書の中に、公民科の目的と價值の題下に次のやうに述べてをる。

公民科研究の價值は、中等教育の社會公民的目的 *Social-civic aim* へのその貢獻といふ點に於て、解せらるべきである。而して、次に述べるものは其の主なる點である。

一、生徒をして、社會公民關係 *Social-civic relation* 及び制度是等の特質及び社會

組織に於ける位置等の知識を得せしむること。

二、生徒をして、社會公民的責任 *Social-civic responsibility* の感を發達せしむること。

三、社會公民的活動 *Social-civic activity* の理想に一致して活動するやうな態度

傾向を生徒に發達せしむること。

しかし、これだけでは不充分である。社會公民の組織に関する知識、社會責任の感、公民理想が實踐射行せられないならば、公民科學習の價值は達せられない。過去に於ける公民科の研究が實踐よりも教授に力を注いだため、公民科は國家及州政府の機能の研究として教えられた。その結果として、生徒の直接關係してゐる社會生活 *Community life* に於ける個人の活動に關することには餘り觸れなかつた。

然るに最近の公民科は、家庭に於て學校に於て、生徒が直接たづさはつてゐる公民的活動を取り扱ふことによつて、公民生活に於ける行動の現實的な習慣を

發達せしむるに大なる機會を與へることになつた。これが社會公民科 *Civics* *Committee* の第一の有利な點の一つである。

以上イングリシスの主張によつて見ると、アメリカの公民科が甚しく社會的實際的なもので、しかも實踐躬行を重んじ、品性陶冶を力説するものなることの一端が推測される。

九 公民科教材の選擇

この問題を考へるに先だつて、一般教育學の見地から、教材選擇には如何なる標準がとられねばならぬかといふことについて、一考してかゝることが必要である。それには次の二つの標準がある。

第一は、被教育者の心理である。被教育者の心理の相違は、年齢によつても異なれば、男女の性別によつても異なるものである。従つて、それら被教育者の心理發達の程度、又心理的傾向の相違を考慮して、教材を選擇せなければならぬ。

如何に立派な教材でも、被教育者の心理に合しないものであれば、その教材としての價値は甚だ僅少なものといはなければならぬ。

第二は、社會的條件である。この標準の中には、國情、時代の要求、地方的事情等を數へることが出来る。教材の價値は、これらの見地から見て、優劣を決せらるるのであるから、教材選擇には此の點を考へることが重要である。

以上二つの標準は、公民科教材の選擇に際して採用せられねばならぬ。従つて、國を異にするによつて、公民科教材が異なり、又同一の國に於ても、地方的に性的に、年齢的に、差異のあるべきは明かなことである。こゝでは、我が國で採用すべき公民科一般について、選擇の標準となるべき大項を示すに止めたいと思ふ。既に、實業補習學校に於ては、公民科教授要綱なるものを制定して、教材の選擇排列を公表してゐるのであるが、中等學校に科すべき公民科については、未だ何等の定案もないのである。それ故に、一應教材選擇の問題を取り扱ふ次第である。公民科教材選擇の標準は、次の三大項目としてあけることが出来る。第一社

會生活、第二政治生活、第三經濟生活である。

第一社會生活を標準として見る場合には、

- 一、社會の意義
- 二、社會の態様
- 三、社會教化—宗教、教育、新聞等
- 四、社會救済—防貧、感化、保健等
- 五、社會問題
- 六、思想問題

要するに、こゝでは、社會生活の知識並に道德を教えることを目的として選擇する。

第二、政治生活を標準とする場合は、

- 一、地方自治事項—府縣町村の自治、府縣市町村會議員選舉、租稅等
- 二、國家事項—憲法、行政法、憲法、刑法、訴訟法等より特に重要な事項を選擇

す。例へば國家、天皇、臣民と領土、帝國議會、國務大臣、樞密顧問、行政官廳、國法、裁判、國防、交通等である。

三、國際事項—國際道德、國際法、國際聯盟、國際協同事業等

第三に經濟生活を標準とする場合は、

- 一、經濟の意義
- 二、生産—土地、資本、勞力、分業、企業、職業等
- 三、交易—物價、貨幣、信用、貿易、金融機關等
- 四、分配—地代、賃金、利子、利潤等
- 五、消費—生計、節約、貯蓄等
- 六、財政—豫算、決算、歲入、歲出、國債、自治團體の財政等

右は教材の大項に亘つて列舉したものである。實際上各殊の學校に於ては、次の諸點を注意すべきである。

一、被教育者の年齢

- 二、被教育者の性別
- 三、被教育者の境遇
- 四、被教育者の教育程度
- 五、土地の状況
- 六、時代の要求
- 七、實際生活に適切なるべきこと

右の條項を顧慮せなければならぬからして、小學校、實業補習學校、中等學校では、それ／＼異ならざるを得ない。又都市と農村、女學校と中學校等の差によつて異なり、等しく中學校でも、土地の状況によつて多少の相違を設けねばならぬ。左様な次第であるから、劃一的に一定の教材を指定することは、眞の教育的意義から云ふと妥當ではない。併し、同種の學校については、大體に亘つて教材を選擇することは出来る。文部省で實業補習學校に實施したものは、參考になるかと思ふ。但し中等學校上級に於ける公民科としては、大に之と異ならねばならぬ。

一〇 公民科教材の排列

次に起る問題は、選擇した教材を如何に排列するかといふ問題である。之を述べるには、先づ一般に教材の排列には、如何なる方法があるかを一考してかゝる必要がある。教材の排列には、従來圓周法と直進法との二方法がある。第一の圓周法といふのは、又循環法とも稱するもので、同種の教材を毎學年繰り返しながら、しかも、學年の進むに従つて程度を高めて行く方法である。即ち、一教科の教材を毎學年反覆されるやうに排列し、最低學年ではその大要を授け、漸次學年の進むにつれて、範圍を廣め程度を高めて行くのである。例へば小學校に於ける修身、國語、算術の如きは、大體この法によつて排列してある。

第二の直進法といふのは、教材を學年に割り當て、配當し、學年を追ふて、一直線に進む方法である。圓周法の様には、同教材を繰り返すことをしないのである。

例へば、小學校に於ける日本歴史地理科は大體に於て直進法によつてをる。然しながら、理想的な排列法としては、右兩法を折衷したものがよいから、我が國の小學校では、大體兩者を折衷してゐる。

以上の如き排列法の種類から考へて、公民科に於ては、何れを採用するかといふに、實業補習學校でやつてゐるものは直進法である。私も之には賛成である。何となれば、既に小學校に於いて、修身科の中で公民科に關する事項を教へてあるから、圓周法による必要はないかと思ふ。又中等學校の上級に公民科を課するとしても、矢張り直進法がよいと思ふのである。

かくの如く、公民科に於ては直進法を採用するとしても、尙ほ教材排列に關して残る問題がある。それは直進法によつて教材を排列する場合に、其の順序を如何にするかの問題である。之には心理的順序と論理的順序とがある。

心理的順序と云ふのは、被教育者の心理發達の順序に従つて教材を排列するものである。即ち被教育者に近きものから、漸次遠きものに、又簡單から漸次複

雜へ、具體から抽象へと排列するのである。此排列法は、概して低年者に對して有効な方法である。

論理的順序と云ふのは、教材を論理的體系に排列するので、被教育者の心理發達は顧慮しない。これは主として中等學校上級、専門以上の教育に於て行はれるものである。

右二つの順序の何れを公民科に適用すべきかといふに、被教育者の教育程度によつて異ならざるを得ない。文部省で制定した實業補習學校の教授要綱を見ると、心理發達の順序によつてゐる。私も之には賛成である。即ちその排列を見ると、被教育者にとつて最も手近なもので、理解し易く、且つ興味を有する家庭から初めて、職業郷土、市町村、府縣、國家、世界と云ふ風に、共同生活の經驗の擴大の順序に従つて排列してある。之は一面から見ると、被教育者の自我内容の擴大發展の順序をとるもので、被教育者の心理發達に従つたものである。次に農村實業補習學校の排列を示す。

第一學年	第二學年	第三學年
一、人と社會	一、我が町村	一、我が國家
二、我が家	二、町村自治	二、天皇
三、親子	三、公民	三、臣民領土
四、親族	四、議員選舉	四、立憲政治
五、戸籍相續	五、町村會	五、帝國議會
六、財産	六、町村役場	六、國務大臣、樞密顧問
七、職業	七、町村の財政	七、行政官廳
八、生産	八、町村の財産	八、國法
九、一家の生計	九、租稅	九、裁判所
一〇、保健と衛生	一〇、産業組合	一〇、國防
一一、警察	一一、金融	一一、國交
一二、神社宗教	一二、農會	一二、交通

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 一三、教育 | 一三、農村の開發 | 一三、我國の産業 |
| 一四、農村青年 | 一四、府縣の行政 | 一四、社會改善 |
| 一五、我が郷土 | 一五、我が府縣 | 一五、世界と日本 |

都市實業補習學校は二ヶ年に亘つて課するのであるが、排列の順序は、全く同様で、たゞ教材に相違あるのみである。

次に中等學校の高學年に於て、一年又は二年に亘つて公民科を課するとすれば、その排列は如何にすべきかの問題を考へて見たい。中等學校上級生は生徒の精神も發達し、他教科に於ても、可成り進んだ程度のことを學修してをり、論理的組織的な知識を要求する。それ故に實業補習學校に於て採用せるが如き、教材の選擇排列の方法を、其のまゝ採用することは、不合理といはなければならぬ。是に於て排列法は論理的順序をとるが至當であると思ふ。唯だ教材の取り扱は、飽くまでも實際的でなければならぬ。

一一 我が國に於ける公民科教材

實業補習學校公民科教授要綱(農村用)

本要綱實施上の注意

- 一、本要綱は實業補習學校に於ける公民科の教授事項に就き其の標準を示したるものにして主として農村の實業補習學校に於て三年間に約百時間を教授するものとして編成したるものなり。
- 二、本要綱に依り教授を爲すには出來得る限り事例を日常生活に於ける經驗の範圍に求め理論に偏せず道德的情操の陶冶に努むべし。
- 三、本要綱に掲けたる事項は職業科目其の他の學科目と聯絡裨補して教授することを要す、本要綱は土地の情況學級の編制等に應じ適宜之を斟酌運用すべし。

實業補習學校公民科(後期修身科)教授要綱(農村用)

第一學年

題目	要目	細目	備考
一、人と社會	一、人と社會	一、人と社會の態度	社會、郷土、國家、世界及學校、組合等の團體
二、我が家	一、共同生活 一、家	一、共存共榮 一、人生の意義 一、家は社會の基礎 一、我が國の家族制度	學校、郷土、國家、世界及 家庭生活の樂み 祖孫關係、家名の尊重
三、親子	一、戸主と家族 子一、親	一、戸主の任務 一、家族の任務 一、一家の和合 一、實親子、養親子 一、親の務と親の務	祖孫關係、家名の尊重
	一、兄弟姉妹	一、兄弟姉妹の務	

六、町村役場	五、町村會	四、議員の選舉	三、公民
一、議員の心得 二、町村の吏員	一、選舉と公正 二、町村會	一、公民權の尊重 二、町村會議員	一、町村の自治 二、公民
一、自治の精神 二、町村の自治 三、町村制の本旨 四、住民と公民 五、公民の權利義務 六、公民權の尊重	一、選舉の方法 二、被選舉權 三、選舉權 四、議員の選舉 五、議員の尊重	一、公民權の尊重 二、公民權の義務	一、自治の精神 二、町村の自治 三、町村制の本旨 四、住民と公民 五、公民の權利義務 六、公民權の尊重

九、租	八、町村の財産	七、町村の財政	六、産業組合
一、租稅	一、基本財産 二、豫算と決算	一、町村の財政 二、歳入と歳出	一、納稅 二、産業組合稅
一、租稅の種類 二、我が町村の租稅	一、基本財産の造成 二、町村の營造物 三、町村の財産	一、町村の財政 二、歳入と歳出 三、豫算と決算	一、産業組合の種類 二、産業組合の心得
一、租稅の種類 二、我が町村の租稅	一、基本財産の造成 二、町村の營造物 三、町村の財産	一、町村の財政 二、歳入と歳出 三、豫算と決算	一、産業組合の種類 二、産業組合の心得

町村民をして町村役場の事務を理解し之を援助せしむること

町村民の性質、種類(法人の)大要を説く

八、國	法	一、官	一、拓殖行政官廳	一、會計検査院
九、裁判所	一、法の尊重	一、官吏の任務	一、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島	一、行政裁判所
一〇、國防	一、訴訟	一、司法權の獨立	一、法の尊	一、法の尊
	一、裁判所	一、司法權の獨立	一、法の尊	一、法の尊
	一、裁判所の構成	一、司法權の獨立	一、法の尊	一、法の尊
	一、刑事訴訟・陪審	一、司法權の獨立	一、法の尊	一、法の尊
	一、民事訴訟・調停小作調停	一、司法權の獨立	一、法の尊	一、法の尊
	一、辯護士・執達吏・公證人	一、司法權の獨立	一、法の尊	一、法の尊
	一、國防と兵役	一、司法權の獨立	一、法の尊	一、法の尊

二、國	交	一、國防と國民	一、我が國の軍備
三、交	通	一、交通と文化	一、我が國の貿易關稅
三、我が國の産業	一、我が國の産業	一、我が國の貿易關稅	一、我が國の貿易關稅
	一、國際協同	一、外交官・領事官	一、赤十字、平和會議、萬國農事協會、國際勞動會議
	一、國交と國民	一、國際協同の沿革	一、赤十字、平和會議、萬國農事協會、國際勞動會議
	一、交通機關	一、道路、鐵道、船舶等	一、赤十字、平和會議、萬國農事協會、國際勞動會議
	一、交通と文化	一、郵便、電信、電話等	一、赤十字、平和會議、萬國農事協會、國際勞動會議
	一、我が國の産業	一、我が國の産業	一、赤十字、平和會議、萬國農事協會、國際勞動會議
	一、我が國の貿易關稅	一、我が國の貿易關稅	一、赤十字、平和會議、萬國農事協會、國際勞動會議

一、國土の開拓	二、我が國の富源	一、我が國の使命
二、海外發展	一、人口と國土	二、我が國の使命
一、海外發展	二、拓殖と移住	一、我が國の使命
二、海外發展	一、海外事情	二、我が國の使命
一、思想問題	二、思想問題の概要	一、我が國の使命
二、社會問題	一、社會問題の概要	二、我が國の使命
一、社會改善	二、社會改善の概要	一、我が國の使命
二、人類文化の發達	一、文化發達の概要	二、我が國の使命
一、我が國の使命	二、文化發達と國家地位	一、我が國の使命
	一、文化史上の我が國の地位	二、我が國の使命
	二、我が國の使命	一、我が國の使命

實業補習學校公民科(後期修身科)教授要綱(教授要旨(農村用))

第一學年

一、人と社會

本課は人と社會との關係を明にし人生の意義は個人及び社會の完成に在ることを悟らしむ。

二、我が家

本課は家の成立戸主家族の務及び一家の和合の幸福を説き我が家族制度の精神を知らしむ。

三、親子

本課は親子、兄弟姉妹間の關係を説き其の相互間に於ける心得を知らしむ。

四、親族

本課は親族間の關係を説き其の交際に關する心得を授け婚姻の大切なこと及び夫婦相互に敬愛すべき事を知らしむ。

五、戸籍・相續

本課は戸籍制度の趣旨及び其の届出の心得を授け相續に關する事項の概要特に相續と家族制度との關係を知らしむ。

六財 産

本課は財産の個人的及び社會的意義を説き財産權の尊重すべきことを知らしむ。

七職 業

本課は職業と人生との關係を明にし職業が社會協同の意義あるものたることを知らしめ其の選擇上の心得を授け特に農業尊重の精神を養はしむ。

八生 産

本課は生産に關する三要素の密接なる關係を説き併せて其の能率増進の必要なることを知らしむ。

九一家の生計

本課は一家の生計に關する心得を授け生活の安定に必要な事項を知らしむ。

一〇保健と衛生

本課は個人及び公衆衛生並に其の相互關係を説き國民體位の向上を計るべきことを知らしむ。

一一警 察

本課は警察が公安維持に必要な所以を明にし警察と公衆との關係を理解せしめ併せて災害防止に關する心得を知らしむ。

一二神社・宗教

本課は敬神崇祖の精神を明にし又宗教に關する事項を授く。

一三教 育

本課は教育の尊重すべき所以を明にし特に町村文化の向上と密接なる關係あることを知らしむ。

一四農村と青年

本課は青年時代に於ける修養の必要なることを説き特に農村青年としての自覺を起さしむ。

一五、我が郷土

本課は郷土に於ける自然歴史、傳説慣例等を説き愛郷の精神を養はしむ。

第二學年

一、我が町村

本課は我が町村の現勢並に沿革を授け町村の發達は主としてその住民に負ふものなることを知らしむ。

二、町村の自治

本課は自治の意義を説き町村自治制度の本旨を知らしめ自治の精神を養はしむ。

三、公民

本課は町村制に於ける公民の權利義務の大要を授け公民權尊重の精神を養はしむ。

四、議員の選舉

本課は町村會議員の選舉に關する事項の大要を授け特に選舉の公正なるべきことを知らしむ。

五、町村會

本課は町村會の權限及び議事の心得を授け議員の職責を知らしむ。

六、町村役場

本課は町村長及び吏員の職責を明にし町村の事務並に事業の大要を知らしむ。

七、町村の財政

本課は町村財政の意義を説き歳入歳出並に豫算決算に關する事項の大要を知らしむ。

八、町村の財産

本課は町村財産につき説明し特に基本財産造成の必要を知らしむ。

九、租稅

本課は國稅、府縣稅及び市町村稅に關し其大要を授け納稅の心得を知らしむ。

一〇、産業組合

本課は産業組合の本旨及び其の種類の大要を授け組合員の心得を知らしむ。

一一、金融

本課は各種の金融機關を説明し信用の種類及び主なる信用證券の作用を知らしむ。

一二、農會

本課は農會の本旨及び事業の大要を授け農村と農會との關係を説き兼ねて農村に於ける其の他の諸組合の概要を知らしむ。

一三、農村の開發

本課は農村生活の特質及び農村の現状を知らしめ、農村開發の責務を明にし兼ねて農村愛護の精神を養はしむ。

一四、府縣の行政

本課は府縣自治の大要を授け地方行政の組織につきその一般を知らしむ。

一五、我が府縣

本課は我が府縣の沿革及び現勢の一般を授け府縣民としての心得を知らしむ。

第三學年

一、我が國家

本課は國家の成立及び國體政體に關する事項を授け特に我が國體の精華を知らしめ國家的精神を養はしむ。

二、天皇

本課は天皇及び皇位繼承に關することを説き皇室に對する尊崇敬愛の念を養はしむ。

三、臣民、領土

本課は臣民の權利義務並に我が領土の大要を知らしめ臣民の本分を悟らし

む。

四、立憲政治

本課は立憲政治の本旨及び帝國憲法の精神を知らしめ立憲國民たるの素質を養はしむ。

五、帝國議會

本課は帝國議會の組織及び作用を説き議員選舉の公正なるべきことを知らしめ兼ねて政黨に關する理解を與ふ。

六、國務大臣・樞密顧問

本課は國務大臣・樞密顧問に關し憲法上の地位を知らしむ。

七、行政官廳

本課は中央行政官廳の大要及び拓殖地行政の一般を授け兼ねて官吏の任務を理解せしむ。

八、國法

本課は國法の大要を授け法の尊重すべきこと及び法と道德との關係を理解せしむ。

九、裁判所

本課は裁判所の任務構成及び訴訟に關する事項の一般を授く。

一〇、國防

本課は國防の必要及び兵役の義務を説き國防と國民との關係を知らしむ。

一一、國交

本課は世界平和の重んずべきことを説き國民の國際的精神の必要なることを知らしむ。

一二、交通

本課は交通機關の大要を説き交通と文化との關係を明にし交通に關する公德心を養はしむ。

一三、我が國の産業

本課は我が國の産業の概要を授け國土の開拓、海外發展の精神を養はしむ。

一四、社會改善

本課は思想問題及び社會問題を正しく理解せしめ社會改善に努むべきことを知らしむ。

一五、世界と日本

本課は人類文化の發達を説き世界の文化に於ける我が國の位置を明にし我が國民の使命の重大なることを自覺せしむ。

東京高等師範學校附屬中學校案

學習の目的

第一部 社會の成立

第一篇 社會の規定

人種、人口、自然事項、制度及歴史、外國社會、社會振動の要因

第二篇 社會の成立

協同、社交性、社會性、國性、統一、鞏固、社會化

第三篇 總括

第二部 政治運動

第一篇 法制總論

社會運營作用概觀、法權利及義務

第二篇 憲法

帝國憲法、統治權の主體、統治權の客體、統治機關の概觀、帝國議會、裁判所、國務大臣及樞密顧問

第三篇 行政法

行政の概念、中央官廳、地方官廳、官吏、自治制度、地方自治團體、公共組合、行政救済及強制手段

第四篇 國際法

第五篇 民法

民法總則、物權、債權、親族、相続

第六篇 刑法

第七篇 訴訟法

民事訴訟、刑事訴訟

第三部 經濟活動

第一篇 經濟總論

經濟の基礎概念、經濟

第二篇 生産

生産の概念、生産の要素、企業、共同企業、分業及協力、機械

第三篇 交易

交易の概念、物價貨幣及貨幣制度、信用及信用證券、信用の機關、貿易及交通

第四篇 分配

分配の概念、地代、賃金、利子、利潤

第五篇 消費

消費の概念、生産と消費、保險と貯蓄

第六篇 財政

財政の概念、豫算及決算、歲入、國債、自治團體の財政

第四部 教化作用

第一篇 社會教化總論

第二篇 社會教化各論

道德、宗教、義務、風俗習慣、禮儀、國語、教育及學術

第三篇 總括社會教化の機關

第五部 社會問題

第一篇 社會問題總論

第二篇 社會問題各論

第六章 公民科の問題

生活問題、人口問題、人種問題、國際問題、婦人問題、宗教問題、思想問題

第三篇 總括現代文明)

第六部 社會救濟

第一篇 社會救濟總論

第二篇 社會救濟各論

救貧防貧、兒童保護、感化、惡俗矯正、國民保健、國防關係事項

第三篇 總括(我が國の使命)

右は初めの年は第五學年の法制經濟每週二時間を利用して之を教授したものであつて、修身科と並行に之を課したのである。次の年は第四學年の三學期の修身科の時間をも利用したと聞く、思ふに叙上の要目を以つてすれば、每週二時間を以てしては到底之を教授し終ることは困難であらうと思はれる。

右の案に見ると教材は從來の法制經濟に社會學の知識を配合したものである。而して其の配列の方法は文部省にて公布した實業補習學校のそれとは甚

だしく趣を異にする。即ち論理的學理的標準によつてなされてゐる。そうして社會といふものを基本とし其の運營の相としての政治、經濟、教化の作用を述べ、且つ現時の問題たる社會問題、社會救濟等のことを排列してある。兎も角一つのプランとして、將來中等學校に公民科を實施するに當つての有効な參考資料であると思ふ、尙ほ諸外國に於ける公民科の内容の一般をあけて參考に供することとする。

一二 外國に於ける公民科教材

米國に於ける公民科教材(一九一八年アシュレー氏)

緒論

一、社會組織

概論

社會の構成

第六章 公民科の問題